

平成22年度 第3回 高松市美しいまちづくり審議会 資料

～ 美しいまちづくり基本計画(案)について ～



平成23年 2月 2日(水)  
高 松 市

# 1 美しいまちづくり基本計画(案)の構成

## I はじめに

|    |                          |   |
|----|--------------------------|---|
| 01 | 美しいまちづくり基本計画策定の背景と目的     | 1 |
|    | (1) 美しいまちづくり基本計画策定の背景と目的 | 1 |
|    | (2) 美しいまちづくり基本計画の位置づけ    | 1 |
| 02 | 上位・関連計画と本市におけるこれまでの取組    | 3 |
|    | (1) 上位計画                 | 3 |
|    | (2) 関連計画                 | 5 |
|    | (3) 美しいまちづくりに係るこれまでの取組   | 7 |

## II 高松市で育まれた景観の特性と課題

|    |                             |    |
|----|-----------------------------|----|
| 01 | 高松市の景観要素                    | 8  |
|    | (1) 自然の景観                   | 8  |
|    | (2) 都市の景観                   | 9  |
|    | (3) 歴史の景観                   | 10 |
|    | (4) 文化の景観                   | 11 |
| 02 | 美しいまちづくりに関する市民・事業者の意向       | 12 |
|    | (1) 市民アンケート結果(概要)           | 12 |
|    | (2) 事業者アンケート結果(概要)          | 13 |
| 03 | 高松市固有の景観構造                  | 14 |
| 04 | 美しいまちづくりに向けた課題              | 15 |
|    | (1) 良好な景観の保全・形成・創出に関する本市の課題 | 15 |
|    | (2) 環境美化の推進に関する本市の課題        | 16 |
|    | (3) 市・市民・事業者の協働に関する本市の課題    | 16 |

## III 美しいまちづくりの目標

|    |               |    |
|----|---------------|----|
| 01 | 美しいまちづくりの基本理念 | 17 |
| 02 | 美しいまちづくりの目標像  | 18 |

## IV 美しいまちづくりの基本方針と施策

|    |                                 |    |
|----|---------------------------------|----|
| 01 | 美しいまちづくりの基本方針                   | 20 |
| 02 | 基本方針に基づく施策                      | 21 |
|    | 1. 気品と活力を感じさせる、瀬戸内海に拓かれたまちをつくる  | 21 |
|    | 2. 秩序の中に潤いと快適さを感じさせるまちをつくる      | 23 |
|    | 3. 人々の営みとともにある讃岐の歴史・文化の息づく景観を育む | 25 |
|    | 4. 恵み豊かな海、山、川の自然とともに生きる         | 27 |
|    | 5. 多様な主体による総合力で美しいまちをつくる        | 28 |

## V 美しいまちづくりの推進に向けて

|    |                               |    |
|----|-------------------------------|----|
| 01 | 実現化方策と取組項目                    | 31 |
|    | (1) 市全域における景観形成               | 31 |
|    | (2) 特定の地区における景観形成             | 32 |
|    | (3) 環境美化の推進                   | 33 |
|    | (4) 多様な分野間の連携                 | 34 |
|    | (5) 連携を支える仕組みの構築              | 34 |
| 02 | 協働による美しいまちづくりの推進に向けて          | 35 |
|    | (1) 美しいまちづくり(景観形成)の推進について     | 35 |
|    | (2) 住民発意による美しいまちづくり(景観形成)について | 36 |

## VI 資料

|                  |    |
|------------------|----|
| 高松市美しいまちづくり審議会規則 | 41 |
| 高松市美しいまちづくり審議会委員 | 41 |



## I-01

## 美しいまちづくり基本計画策定の背景と目的

## (1) 美しいまちづくり基本計画策定の背景と目的

## ◇ 量の充足から質の向上へ ～美しいまちづくりへの要請～

我が国においては、高度経済成長時代を通じて、物の豊かさや都市の基盤整備が進んだものの、結果としてそれぞれの地域で培ってきた固有の景観が損なわれるとともに、全国どこへ行っても変わらない景観が生み出されてきたといえます。また、良好な景観が失われるということだけでなく、地域への誇りや愛着の喪失をも生み出しました。

これに対して、昭和40年代後半から、生まれ育った地域の景観を大切にしようという動きが起こり、全国の地方自治体において、自主的な景観などに関する条例の制定、景観に関する計画の策定、大規模建築物等に関する誘導基準に基づく景観形成などが進められてきました。

## ◇ 総合的な美しいまちづくりの実現に向けて ～高松市美しいまちづくり条例の制定～

本市では、景観法制定（平成16年6月）以前から「美しいまちづくり」に積極的に取り組み、「高松市都市景観条例」の制定（平成5年3月）、「高松市都市景観基本計画」の策定（平成6年2月）、「高松市環境美化条例」の制定（平成9年3月）を行うなど、良好な都市景観の形成と環境美化の推進に取り組んできました。

また、「美しいまちづくり」に関連する市民との協働にも早くから着手し、「高松市環境美化都市推進会議」の発足（昭和54年11月）、「高松市都市景観まちづくり協議会認定要綱」の制定（平成7年2月）など、様々な活動を展開してきました。

このような中、近隣6町との合併による市域拡大に伴う新たな地域資源や景観要素を生かし、さらに魅力ある美しいまちづくりの実現を図るため、都市景観と環境美化に関する施策を一体的に推進する基本条例として、「高松市美しいまちづくり条例」を平成21年12月21日に制定しました。

この条例においては、美しいまちづくりに関する基本理念や、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な実施を図り、自然・都市・歴史・文化の調和した「だれもが暮らしたい、訪れたい」と感じるまちとすることが定められています。

これを受け、本市において美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「良好な景観の保全・形成・創出」「環境美化の推進」「市・市民・事業者の協働」の実現に向けた基本計画として、「高松市美しいまちづくり基本計画」を定めるものです。

## (2) 美しいまちづくり基本計画の位置づけ

## ◇ 総合的な「美しいまちづくり」施策の基本となる計画

美しいまちづくり基本計画は、総合計画に掲げる目指すべき都市像「文化の風かおり 光かがやく瀬戸の都・高松」の実現に向け、「高松市美しいまちづくり条例」に基づく、美しいまちづくりに関する施策の基本となる「マスタープラン」としての性格を有するものです。

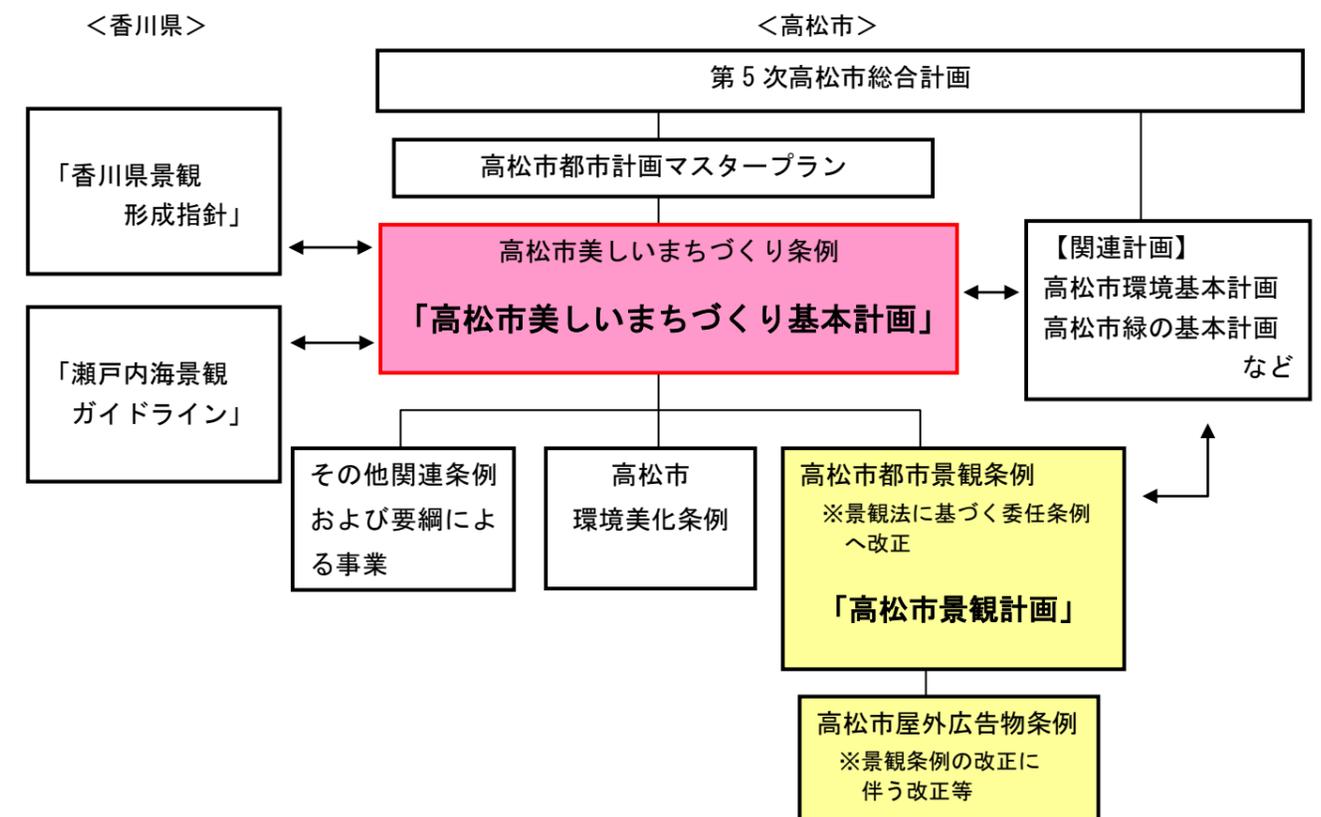
また、策定に当たっては、香川県が策定している「香川県景観形成指針」および「瀬戸内海景観ガイドライン」を踏まえるとともに、上位計画である「第5次高松市総合計画」、「高松市都市計画マスタープラン」、関連計画である「高松市環境基本計画」、「高松市緑の基本計画」等との整合を図るものとします。

## ◇ 美しいまちづくりの実現に向けた「高松市景観計画」による景観コントロール

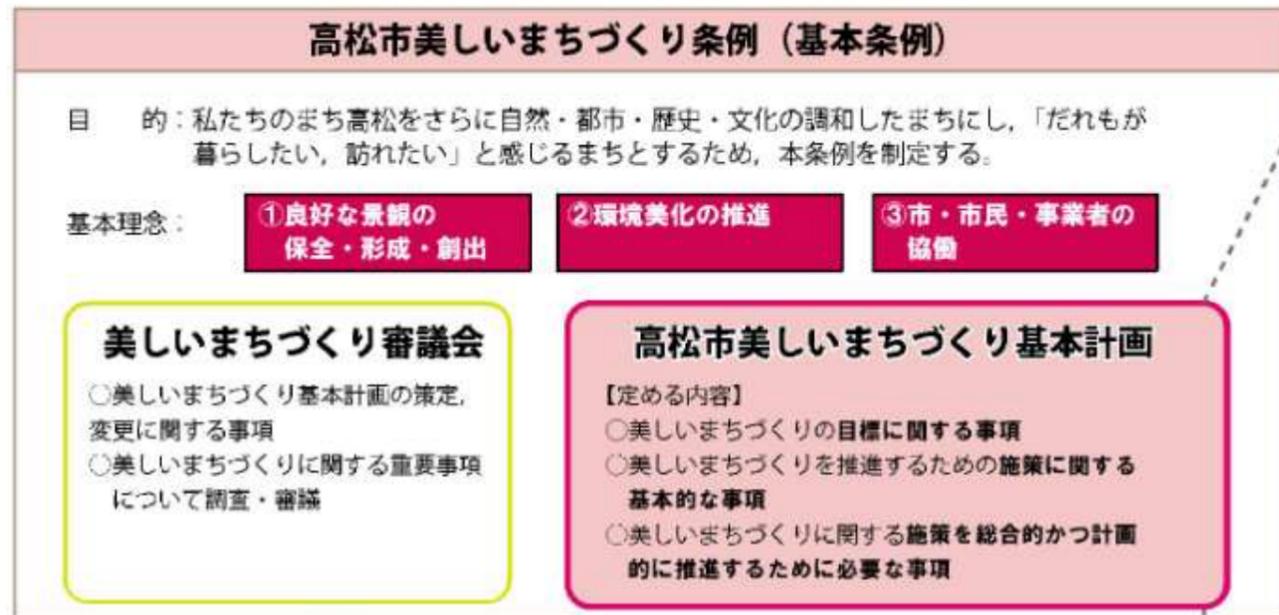
「美しいまちづくり基本計画」の策定後には、美しいまちづくりの実現化方策の一つとして、これまで自主条例で取り組んできた建築物等に対する良好な景観形成に向けた規制・誘導を基に、景観法に基づく「高松市景観計画」を策定することとします。

この景観計画の策定により、建築物や工作物、開発行為等に対する強制力を併せ持つ規制・誘導が可能となるとともに、景観重要建造物や樹木の指定など、個々の景観上の重要な地域資源の保全を図ることが可能となります。

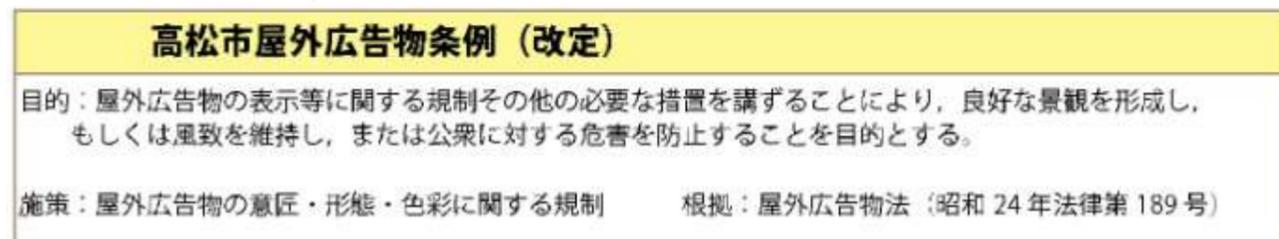
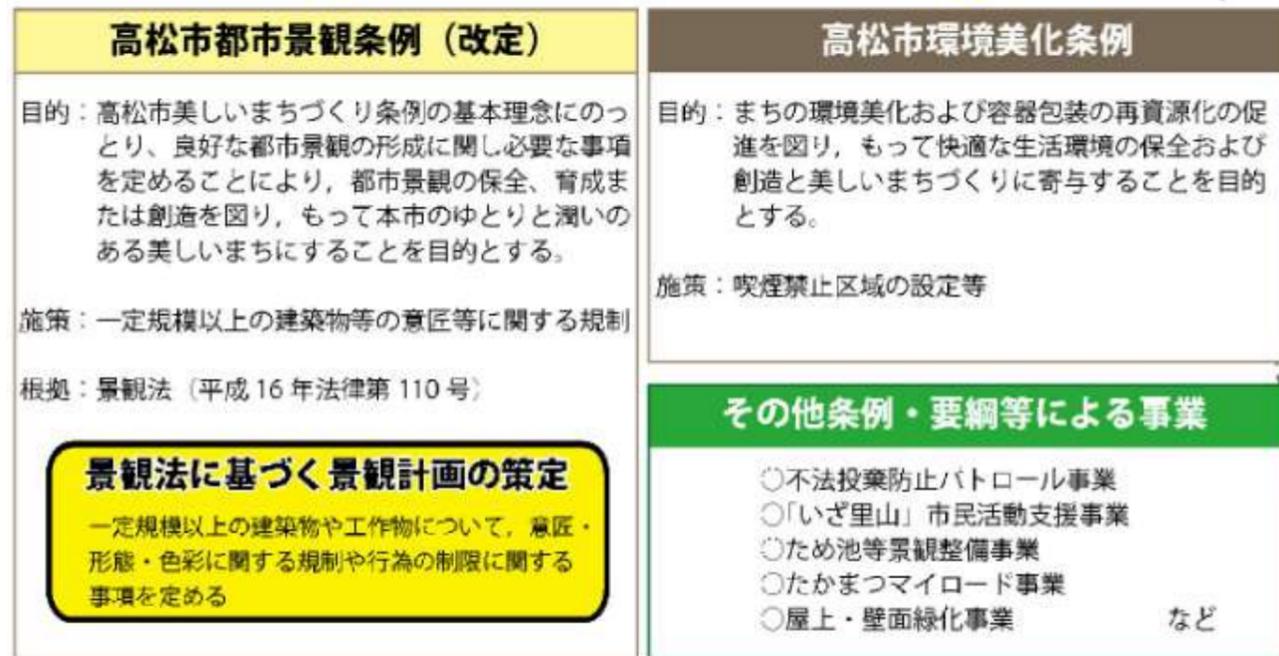
## ▼高松市美しいまちづくり基本計画の位置づけ



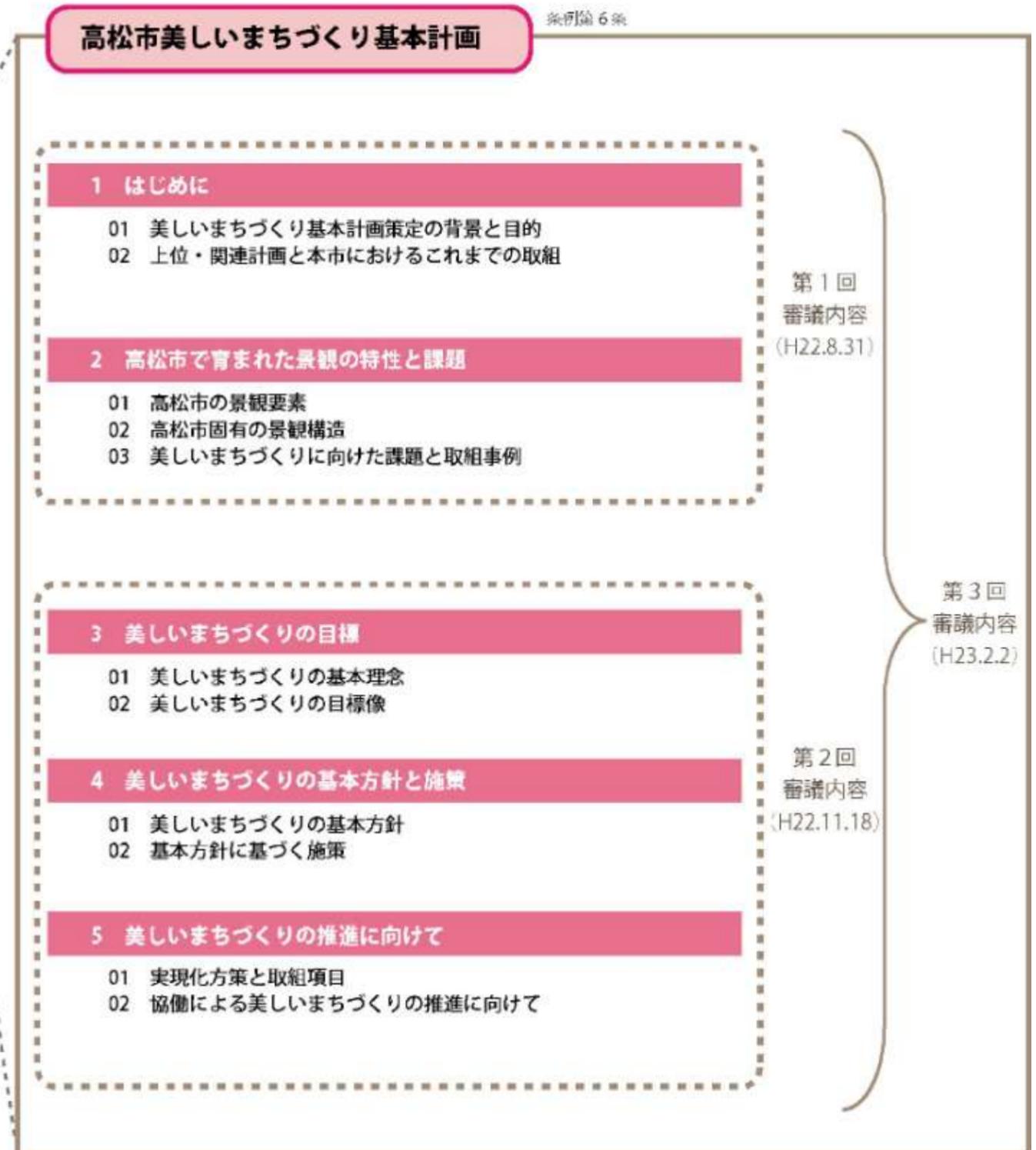
■「高松市美しいまちづくり条例」と「美しいまちづくり基本計画」の位置づけ



基本計画に定める目標を推進するための方策



3. 美しいまちづくり基本計画の構成



1-02

上位・関連計画と本市におけるこれまでの取組

(1) 上位計画

第5次高松市総合計画（平成20年2月策定：目標年次 平成27年度）

1) 目指すべき都市像 「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」

- 2) 目標
1. 心豊かな人と文化を育むまち
  2. 人と環境にやさしい安全で住みよいまち
  3. 健やかにいきいきと暮らせるまち
  4. 人がにぎわい活力あふれるまち
  5. 道州制時代に中枢拠点性を担えるまち
  6. 分権型社会にふさわしいまち

3) 美しいまちづくりに関する方針

①環境美化に関する方針 <まちづくりの目標2 人と環境にやさしい安全で住みよいまち>

■環境と共生する持続可能な循環型社会の形成

- ・一人一人が地球環境問題への認識を深められるよう、効果的な意識啓発を行い、市民、事業者、行政が一体となって環境に配慮した行動を展開する
- ・資源・エネルギーの有効利用の推進や、身近な自然環境の保全、環境汚染防止の推進、環境保全意識の啓発など、環境保全活動を推進する。
- ・一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理や不法投棄防止対策に取り組む。

【関連施策】

- 環境保全活動の推進
- 不法投棄の防止

■豊かな暮らしを支える生活環境の向上

- ・生活道路・公園の整備、緑地の保全を始め、良好な居住環境の整備や地籍調査の推進など、生活基盤の整備・充実を図る。
- ・港湾・漁港の整備や河川・水路環境の保全に努めるなど、都市基盤の充実・強化を図る。

【関連施策】

- 居住環境の整備
- 身近な道路環境の整備
- みどりのまちづくり
- 河川・港湾の整備
- 下水道・合併処理浄化槽の整備

②景観形成に関する方針 <まちづくりの目標5 道州制時代に中枢拠点性を担えるまち>

■拠点性を発揮できる都市機能の形成

- ・本市の都市文化の創造拠点として整備したサンポート高松など中心市街地の機能強化を図る
- ・魅力ある商業・業務空間の形成やまちなか居住を促進する再開発を推進し、人々の回遊性を高める歩行者空間の整備に努めるなど、中心市街地の活性化に努める。

【関連施策】

- 中心市街地の活性化

■計画的な市街地の形成

- ・コンパクトで持続可能な集約型都市の構築に向け、適正な土地利用を推進するとともに、旧市域や合併地区の地域特性をいかした、地域における拠点性の確保を図る。

【関連施策】

- 適正な土地利用の推進
- 地域における拠点性の確保

■魅力ある都市空間の形成

- ・承継すべき美しい景観の保全など、都市景観づくりを推進する
- ・世界に誇れる瀬戸内海や日本三大水城の一つである高松城跡の保存整備など、海・水辺をいかしたまちづくりを推進し、地域に即した都市景観の創出に努める。

【関連施策】

- 地域に即した都市景観の創出

高松市都市計画マスタープラン（平成20年12月策定：目標年次 平成40年度）

1) 対象区域 都市計画区域

2) 将来都市構造 「多核連携・集約型環境配慮都市（多核連携型コンパクト・エコシティ）」

3) 土地利用の基本方針

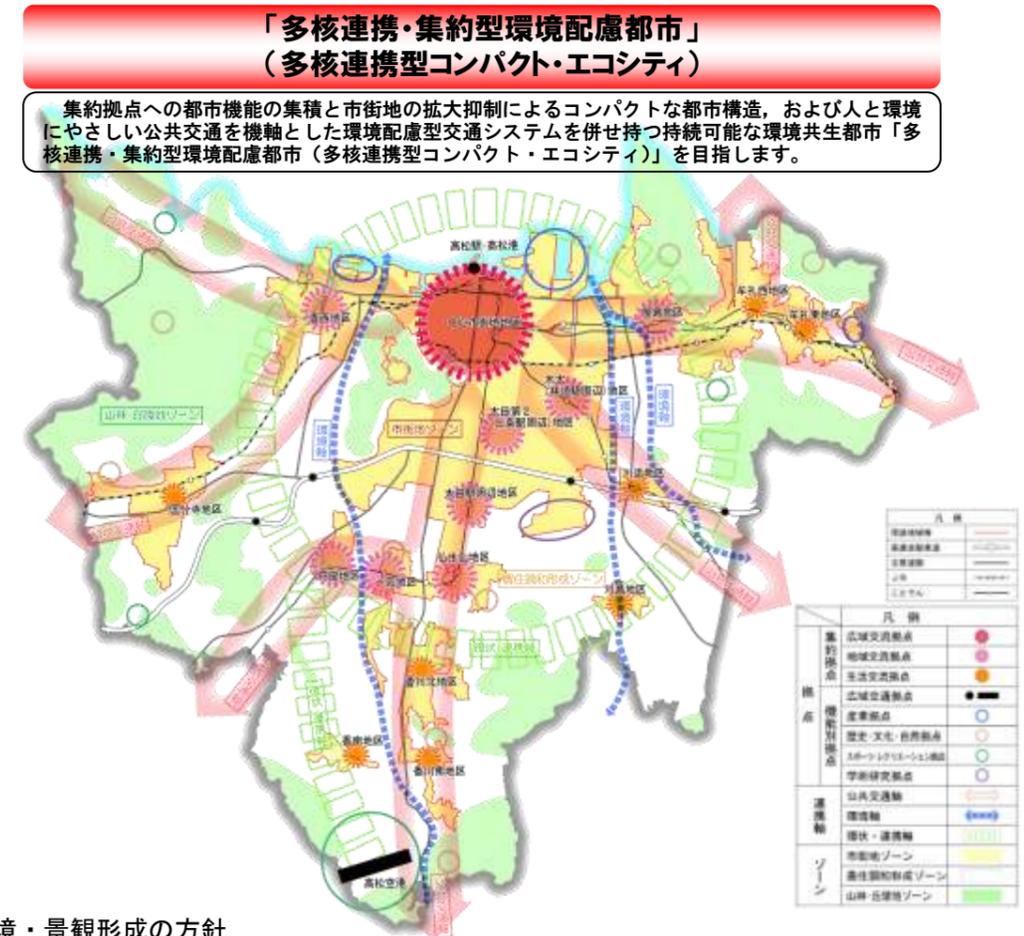
都市的土地利用の基本方針

- ①都心部における高次・複合都市機能の集積立地
- ②市街地における定住環境の充実
- ③郊外部への都市機能の拡散抑制
- ④拠点地域における多様な都市機能の集積立地

自然的土地利用の基本方針

- ①郊外部における豊かな田園環境の保全
- ②市街地の背景となる山林・丘陵地の保全

▼将来都市構造図



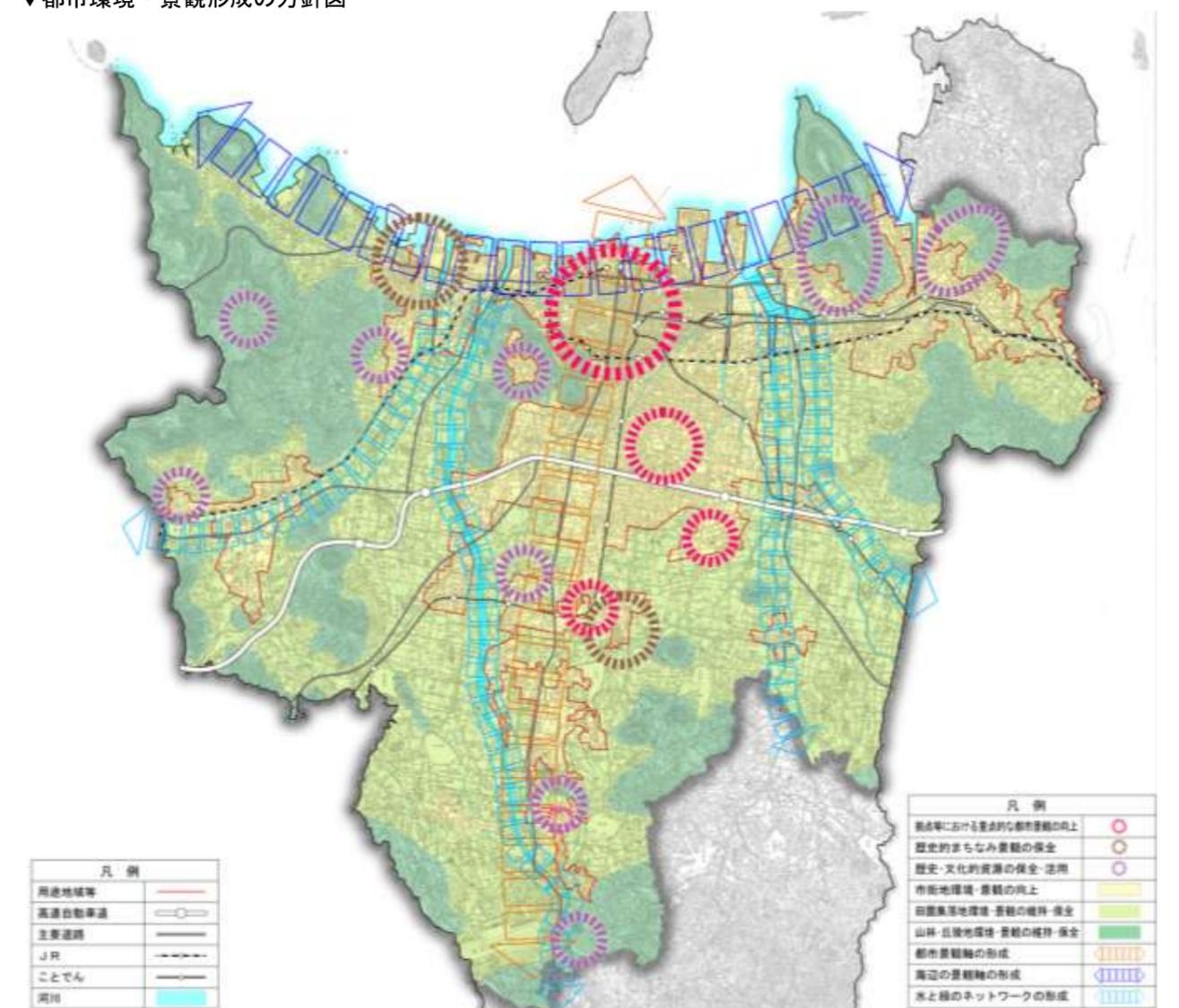
4) 都市環境・景観形成の方針

| 分野               | 方針  |
|------------------|---|
| 広域交流拠点、各地域交流拠点など | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の顔及び地域の顔としてふさわしい都市景観の形成を図るため、景観法の活用等により、商業空間や歴史的資源との調和した地域の個性を活かした都市景観の形成を図る。</li> <li>・集積する公共施設や民有地の一体的な緑化を図るとともに、セットバックなどによるゆとりのある空間を創出し、連続性のある都市景観の形成を図る。</li> </ul> |

| 分野                              |        | 方針   |
|---------------------------------|--------|--|
| 市街地環境・景観                        | 商業・業務地 | <ul style="list-style-type: none"> <li>魅力的で賑わいのある都市景観を創出するため、商業・業務地の連続性を確保するような景観の誘導に努める。</li> <li>格調と個性豊かな都市景観の形成を図る。</li> </ul>  |
|                                 | 住宅地    | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特性に合わせた住宅地景観の誘導を目指し、周辺の住宅と調和のとれたまちなみの形成による快適性の向上を図る。</li> <li>緑豊かな住宅地の景観保全・修景に努める。</li> <li>土地区画整理事業等の整備に合わせ、地区計画等の導入により景観の向上を図る。</li> </ul>   |
|                                 | 工業地    | <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の生活環境との調和を図り、活力及び特色ある工業地景観を創出する。</li> <li>地場産業の工場が立地している地区では、地場産業の特色を活かした魅力ある景観の創出に努める。</li> </ul>  |
|                                 | 道路     | <ul style="list-style-type: none"> <li>市の都市構造を形成する幹線道路等は、四国の中核都市にふさわしい景観形成に努める。</li> <li>中心市街地内の幹線道路は、舗装・照明・案内等の美化とともに電線類の地中化等を図るなど、特色ある道路景観の形成に努める。</li> <li>街角では、広場等を形成するとともに、緑化等による都市空間のアクセント化を図る。</li> </ul>   |
| 歴史的まちなみ                         | 仏生山地区  | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き歴史的なまちなみを保全するとともに地域住民との協働によるまちづくりを進める。</li> </ul>  |
|                                 | 香西港地区  | <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的まちなみや寺院や商店街が残っており建物と一体となった港の景観づくりが必要であり、古いまちなみと一体となった落ち着いた水辺景観と新たな市街地の観光地づくりを推進する。</li> <li>隣接する芝山の緑地の保全及び眺望点の確保を図る。</li> </ul>  |
| 歴史・文化的資源                        |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>讃岐国分寺跡、屋島寺、八栗寺の神社仏閣などの歴史的資源や五色台野外活動センターなどの文化施設、栗林公園、玉藻公園、峰山公園、源平屋島合戦の史跡など歴史・文化的資源が各地に多く残されており、これらの保存・保全を図るとともに、地域の活性化のために有効活用する。</li> </ul>   |
| 田園・集落地環境・景観                     |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>農地がもつ環境保全機能、生態系保全機能等の役割に配慮しつつ、適切な保全に努める。</li> <li>農業を通じて自然や人との交流を楽しむための場を創出する。</li> </ul>   |
| 山林・丘陵地環境・景観                     |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然公園地域や高松風致地区などは、今後も保全を図っていくとともに、市街地周辺においては、必要に応じて法規制を図るなど良好な樹林地の保全に努める。</li> <li>地域住民等の協力による身近な樹林地の維持管理の促進や、教育・レクリエーションの場を提供する生活環境保全林の整備を推進し、人が森林・里山とふれあえる快適な空間を創出する。</li> <li>森林の公益的機能を発揮させるため、健全な森林の維持管理に努めるとともに、土砂流出の抑制を図る治山対策を進めます。</li> </ul> |
| 都市景観軸<br>(国道30・11・193号)         |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>高松市の骨格となる道路であり、市民のみならず来訪者も多く利用する道路であることから、利便性が高く、街路樹等の多い快適な道路空間づくりを推進する。</li> <li>道路沿道の建築物などにおいては、街路樹、高さ、色彩、素材などで連続性や統一性を持たせるなど周辺のまちなみとの調和に配慮しながら魅力的な景観形成に努める。</li> </ul>   |
| 海辺の景観軸<br>(サンポート高松を中心としたシーフロント) |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域において各々の特性を活かした景観形成を図る。</li> <li>サンポート高松を中心とした北浜から大の場に至る海岸線において、海浜散策路・緑地の整備を推進するなど、各地域の連携による臨海部全体として「シーフロント」にふさわしい統一感のある景観形成に努める。</li> </ul>  |

| 分野         |  | 方針   |
|------------|--|--|
| 水と緑のネットワーク |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川は、身近にふれあえる貴重な水辺空間となっており、散策、遊び場として活用されるよう、自然環境の保全と親水空間の整備を図る。</li> <li>「風の道」ともなり、都市の温暖化（ヒートアイランド現象）対策として効果が期待されることから、公園や緑地等、市街地内の緑の拠点を河川水系や街路樹で結び、水と緑のネットワークの形成を図る。</li> </ul> |
| 自然         |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>都心部における緑化は、ヒートアイランドの防止をはじめ、市民、来訪者にとっても憩いと安らぎを不える要素であり、未活用地（ビルの屋上・壁面、高架下等）に自然空間を創出し、自然の再生と共生を図る。</li> <li>公園や学校施設等においては、ビオトープ空間の確保に努め、水と緑のネットワークとともに生態系のネットワーク化を推進する。</li> </ul> |
| 市民参加       |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地においては、官民の協力により街路樹や花壇の整備等施設緑化に努め、市域全体として水と緑の連続性が確保できるよう、生態系保全のネットワーク形成に努める。</li> <li>緑地協定の活用や生垣設置の助成制度の活用等により都市緑化を促進し、緑豊かな生活環境の形成を図る。</li> </ul>                              |

▼都市環境・景観形成の方針図



(2) 関連計画

高松市環境基本計画（平成20年3月策定：目標年次平成27年度）

1) 将来都市像と基本目標

①望ましい環境像

「土と水と緑を大切にする環境共生都市 たかまつ」

「土」「水」「緑」など自然を大切にし、市民・事業者・行政が協働して環境に配慮した行動に努め、将来の市民が環境の恵みを受けられる、持続的発展が可能な社会を築くことを目指します。

②基本目標

- 健康的で安全な生活環境をつくります
- 身近な自然環境を守り育てます
- うるおいとやすらぎのある都市環境を創造します
- 環境への負荷の少ない循環型社会を築きます
- 地球環境の保全に貢献します
- 環境保全への理解と取り組みの意欲を高めます

2) 美しいまちづくり関連施策（抜粋）

| 施策の柱                  | 施策の項目  |
|-----------------------|--|
| 21 自然環境の保全と創造         | 211 豊かな自然環境の保全<br>212 身近な自然環境の調査                       |
| 32 身近な緑の保全と創造         | 321 都市公園等の整備<br>322 緑化の推進<br>323 環境に配慮した公共工事への取組       |
| 33 景観・歴史文化の保全         | 331 美しいまちの形成<br>332 歴史・文化的財産の保存活用                      |
| 41 廃棄物の減量と適正処理の推進     | 411 ごみに対する意識の改革<br>412 ごみ処理の適正化<br>413 不法投棄の防止         |
| 61 環境にやさしい人材の育成【重点施策】 | 611 環境教育・環境学習の推進<br>612 学校教育活動の推進<br>613 自主的な環境保全活動の促進 |

高松市緑の基本計画（平成22年9月改定：目標年次平成40年度）

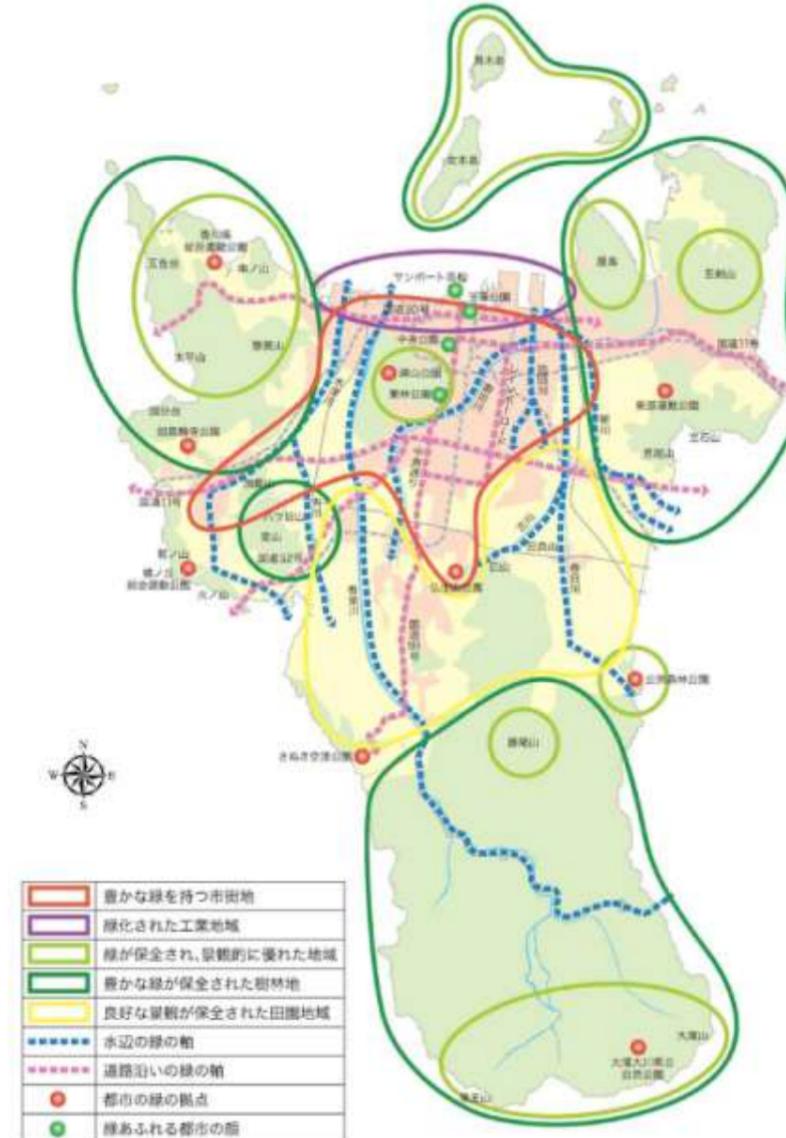
1) 基本理念

みどりあふれる 人と環境にやさしい 安全で住みよいまち 高松

2) 緑の将来像

- ① 豊かな緑を持つ市街地
- ② 緑化された工業地域
- ③ 緑が保全され、景観的に優れた地域
- ④ 豊かな緑が保全された樹林地
- ⑤ 良好な景観が保全された田園地域
- ⑥ 身近な公園のある都市
- ⑦ 緑の軸
- ⑧ 都市の緑の拠点
- ⑨ 緑あふれる都市の顔

▼緑の将来像図



▼基本方針と施策

- 基本方針1**  
みどりをまもり、つたえる まちづくり  
(緑の保全)
- 骨格となる緑の保全
  - 地域の歴史・文化資源と連携した緑の保全
  - 公園・緑地の維持管理
  - 農地の保全と活用
- 基本方針2**  
みどりをつくり、育てる まちづくり  
(公園・緑地の整備・緑の創造)
- 公園・緑地の整備
  - 安全・安心な生活空間の保全・創出
  - 公共施設緑化
  - 家庭・民間施設緑化
  - 道路緑化
- 基本方針3**  
みどりの環境と共生する まちづくり  
(自然環境に配慮した緑の保全・創造)
- 温暖化対策の推進
  - 深いのある親水空間の整備・保全
- 基本方針4**  
みどりをみんなでふやし、育む まちづくり  
(緑の普及・啓発・市民参加)
- 市民参加の促進
  - 緑化支援体制の充実
  - 緑の普及啓発

## 香川県景観形成指針（平成19年3月策定）

## 1) 景観づくりの目標 あたたかさと歴史・風土が育む、みどりと融和した美しい香川づくり

|       |  |
|-------|--|
| あたたかさ | 香川県のあたたかな気候特性に加え、お遍路さんへの接待に象徴される人のあたたかさなどによって育まれた良好な景観を保全します。                        |
| 歴史・風土 | 県内に残る史跡・名勝、四国八十八箇所霊場などの歴史的施設や、金毘羅参り、四国八十八箇所巡り、四国の玄関口など、人が往来する歴史・風土を景観づくりに活かします。      |
| みどり   | 讃岐山脈のみどり、讃岐平野に広がる田園や里山のみどり、みどり豊かな瀬戸内海の多島美など、凝縮されている香川の自然の特徴を活かします。                   |
| 融和    | 多様な景観資源が県土に点在する特性を活かし、それらの景観資源がまとまりをもちながら、周辺の景観にとけ込み調和することによって形成される香川らしい景観づくりを目指します。 |
| 美しい   | 香川らしい景観の形成によって、県民が地域に愛着と誇りをもつことができる“美しい香川づくり”を目指します。                                 |

## 2) 景観づくりの指針

## ①香川らしい景観づくりの指針

＜香川らしい景観＞ 多様な資源が融和した美しい香川づくり

- 自然と歴史の融和
- 歴史と都市・集落の融和
- 都市・集落と自然の融和
- 文化と自然、歴史、都市・集落の融和
- 広域的な重要景観の融和

## ②分類別の景観づくりの指針

＜自然の景観＞ 山から海へ緩やかに広がる讃岐の地形を活かした自然景観づくり  
 ＜歴史的な景観＞ 地域の歴史・風土を継承し、活用する歴史景観づくり  
 ＜都市・集落の景観＞ 魅力ある生活空間を演出する都市・集落景観づくり  
 ＜文化的な景観＞ 人の生活と活動を伝える文化景観づくり

## 3) 景観づくり推進の基本的な考え方

- これまで培ってきた景観をまもる
- 周辺環境に配慮し、景観をととのえる
- 人とまちのなかで、景観をそだてる
- 連携と協働により、景観をつくる

## 瀬戸内海景観形成ガイドライン（平成22年3月策定）

- 1) 対象地域 香川県の瀬戸内海全域  
 2) 基本理念 ■瀬戸内海特有の自然、歴史・文化の継承と新たな魅力の創出  
 ■地域コミュニティの活性化やさまざまな交流による自立した地域の創出  
 ■住民、事業者・住民団体、行政などの連携による瀬戸内海にふさわしい景観づくり  
 3) 目標 あたたかさと歴史・文化が育み、重なり合う島々と海と人々の姿が織りなす、美しい瀬戸内海を未来へ

## 4) 景観づくりの指針

## ①瀬戸内海の景観づくりの指針

|                     |  |
|---------------------|--|
| あたたかさ               | ・瀬戸内海の穏やかな気候や風土に育まれた農村、漁村、オリーブ園、ミカン畑などの瀬戸内海らしい景観や、来訪者をもてなす人々の交流によって生まれる心温まる景観など、あたたかさを感じられる景観づくりを目指します。  |
| 歴史・文化               | ・瀬戸内海は、海路としての固有の歴史・文化の景観や、棚田や農村歌舞伎、地割りが残る路地など人々の手によって守られている「本物の景観」を有しています。<br>・目に見える景観だけでなく、歴史的・文化的な価値を住民が学び、その素晴らしさに気づき、誇りに感じる景観づくりを目指します。      |
| 重なり合う島々と海と人々の姿が織りなす | ・瀬戸内海の多島美は、四季折々、朝に夕に表情を変え、穏やかな海に浮かぶ島々や、背景をなす讃岐山脈などの特異な山容の景観が重なり合って生み出される景観です。<br>・これらの珠玉の景観は行政界を越え連担していることから、行政界を越えた連携により、瀬戸内海にふさわしい景観づくりを目指します。 |
| 美しい                 | ・瀬戸内海らしい景観づくりを行うことで、「美しい瀬戸内海」を目指します。   |

## ②類型ごとの景観づくりの指針

＜自然の景観＞ 内海多島美の瀬戸内海の景観を活かした自然の景観づくり  
 ＜歴史的な景観＞ 地域の歴史・風土を継承する歴史的な景観づくり  
 ＜都市・集落の景観＞ 魅力ある生活空間を演出する都市・集落の景観づくり  
 ＜文化的な景観＞ 人の生活と活動を伝える文化的な景観づくり

## (3) 美しいまちづくりに係るこれまでの取組

## ◆ 良好な景観の保全・形成・創出に係るこれまでの取組

- ・ 平成5年3月、都市景観形成のための自主的な条例として「高松市都市景観条例」を制定しました。
- ⇒ 本条例に基づき、良好な景観形成と市民の意識啓発を兼ねた取組を推進してきました。
  - 「高松市都市景観基本計画（現行計画）」の策定（平成6年2月）
  - 「高松市大規模建築物等の誘導基準」の策定（平成6年3月）
  - 「高松市都市景観賞」の創設（平成6年度）
  - 「高松市都市景観まちづくり協議会認定要綱」の策定（平成7年2月）
  - 「高松市公共施設デザインガイドライン」の策定（平成7年3月）
  - 「仏生山歴史街道都市景観形成地区」の指定（平成15年11月）
  - 「栗林公園周辺における大規模建築物等の誘導基準」の改訂（平成20年3月）
- ・ 平成10年12月には、従来県の所管事項であった「屋外広告物条例」が中核市に移行（平成11年4月）され、本市に事務が移管されたことに伴い、「高松市屋外広告物条例」を制定し、景観に関する施策体系が本市で整うこととなりました。
- ・ 平成16年6月に「景観法」が制定され、平成17年6月の景観法施行に伴い、本市は景観行政を推し進める「景観行政団体」に認定されました。

## ◆ 環境美化の推進に係るこれまでの取組

- ・ 平成9年3月に「高松市環境美化条例」を制定しました。
- ⇒ 本条例に基づき、環境美化の取組を推進してきました。
  - 「環境美化月間（毎年10月）」の指定（平成9年度）
  - 「高松クリーンデー“たかまつきれいでー”」の開催（平成20年度）
  - 「歩きたばこ禁止区域」の指定（平成18年6月）
  - 「喫煙禁止区域（旧歩きたばこ禁止区域）」の拡大（平成22年4月）

## ◆ 市・市民・事業者の協働に係るこれまでの取組

- ・ まちづくりは市民との協働が柱になるとの観点から、平成19年4月に「NPOと行政との協働に関する基本計画（改訂版）」を策定し、それらの考え方も踏まえた行政運営の基本条例として、平成21年12月に「高松市自治基本条例」を制定しました。
- ・ 美しいまちづくりの理念を明らかにする「高松市美しいまちづくり条例」においても、「美しいまちづくりの活動を行う団体等との連携協力」を掲げ、活動に対する技術支援や助成を行う仕組みを設けています。

## 【高松市の美しいまちづくりに係る取組の歩み】

| 年 月      | 内 容                              | 分類 | 主体 | 概 要                                  |
|----------|----------------------------------|----|----|--------------------------------------|
| 平成5年3月   | 高松市都市景観条例制定                      | 景観 | 市  | 景観法施行前の市自主条例、都市景観で定めるべき事項を基本的に網羅している |
| 平成6年2月   | 高松市都市景観基本計画策定                    | 景観 | 市  | 「都市景観条例」に基づく都市景観の基本計画                |
| 平成6年3月   | 高松市大規模建築物等誘導基準策定                 | 景観 | 市  | ガイドラインと届出の義務化                        |
| 平成6年度    | 高松市都市景観賞創設                       | 景観 | 市  | 平成6, 8, 11, 15, 19年度の5回実施            |
| 平成7年2月   | 高松市都市景観まちづくり協議会認定要綱制定            | 景観 | 市  | 景観認定団体の規定と助成措置                       |
| 平成7年3月   | 高松市公共施設デザインガイドライン策定              | 景観 | 市  | 都市景観条例に基づく公共施設のデザインガイドライン            |
| 平成9年3月   | 高松市環境美化条例制定                      | 環境 | 市  | 環境美化に関する市条例制定                        |
| 平成10年12月 | 高松市屋外広告物条例制定                     | 景観 | 市  | 屋外広告物に関する権限移譲に伴い、市条例を制定              |
| 平成11年4月  | 中核市に移行                           | 総合 | 市  |                                      |
| 平成15年11月 | 仏生山歴史街道都市景観形成地区指定                | 景観 | 市  | 都市景観条例に基づく唯一の都市景観形成地区                |
| 平成16年6月  | 景観法制定                            | 景観 | 国  | 国による景観法制定                            |
| 平成17年6月  | 景観法施行                            | 景観 | 国  | 国による景観法施行、高松市は中核市として、景観行政団体に自動認定     |
| 平成17年9月  | 香川郡塩江町を編入                        | 総合 | 市  |                                      |
| 平成18年1月  | 木田郡牟礼町・庵治町、香川郡香川町・香南町、綾歌郡国分寺町を編入 | 総合 | 市  |                                      |
| 平成18年6月  | 歩きたばこ禁止区域指定                      | 環境 | 市  | 高松市環境美化条例の追加条項                       |
| 平成19年3月  | 香川県景観形成指針策定                      | 景観 | 県  | 香川県の景観形成の指針                          |
| 平成19年4月  | NPOと行政との協働に関する基本計画(改訂版)策定        | 協働 | 市  | 市民協働に関する基本計画                         |
| 平成19年12月 | 第5次高松市総合計画基本構想策定                 | 総合 | 市  | 基本構想を議会可決                            |
| 平成20年3月  | 栗林公園周辺における大規模建築物等の誘導基準改訂         | 景観 | 市  | 栗林公園周辺地区を指定し、基準の強化を図る                |
| 平成20年12月 | 高松市都市計画マスタープラン策定                 | 総合 | 市  | 都市計画マスタープランで景観形成方針を既定                |
| 平成21年12月 | 高松市美しいまちづくり条例制定                  | 総合 | 市  | 景観、環境美化、協働を総合した基本条例                  |
| 平成21年12月 | 高松市自治基本条例制定                      | 協働 | 市  | 行政運営に関する事項を条例化<br>平成22年2月15日から施行     |
| 平成22年4月  | 喫煙禁止区域(旧歩きたばこ禁止区域)拡大             | 環境 | 市  | 美しいまちづくり条例制定に合わせて拡大                  |

景観 環境 協働



## II-01 高松市の景観要素

本市の景観要素を「美しいまちづくり条例」に基づき、「自然」「都市」「歴史」「文化」の4つの分類ごとに、整理します。

### (1) 自然の景観

#### 多様な自然の景観

- ・本市は、かつては瀬戸内海に面した平野部が中心で面積が 194.34 km<sup>2</sup>でしたが、近年の市町合併に伴い、讃岐山脈を含む面積 375.11km<sup>2</sup>まで拡大し、南に讃岐山脈、北に緩やかに傾斜して広がる讃岐平野、北には、女木島、男木島などの島々が浮かぶ瀬戸内海を臨む良好な景観が形成されています。
- ・平野部には、香東川に代表される幾筋もの河川が讃岐山脈から瀬戸内海へと注ぎ、歴史的に形成されてきた三郎池などのため池が点在し、屋島・五色台に代表される台形状の丘陵や、六ツ目山などの里山が分布するなど多様で特徴的な景観を有しています。

#### ■讃岐山脈

<讃岐山脈の山なみ>

▼大滝山



▼竜王山



<眺望, 展望>

▼赤子谷からの展望



<讃岐山脈の森林, 渓谷>

▼大滝山山頂ブナ林等樹林



▼公洲森林公園の桜並木



▼塩江の不動の滝



▼竜王山キャンプ場



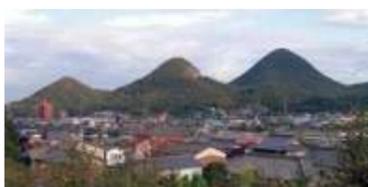
#### ■讃岐平野

<里山>

▼八栗五剣山



▼六ツ目山・伽藍山・万灯山



▼日山



<台形状の丘陵>

▼五色台



▼屋島



<河川>

▼香東川



▼春日川



<眺望, 展望>

▼平池堤防からみる馬山・実相寺山の展望



▼石清尾からの展望



▼屋島からの眺望



▼五色台からの眺望



#### ■瀬戸内海

<自然海岸>

▼竹居自然海浜保全地区



▼御殿の浜



▼塩屋海岸



▼舟隠し



<瀬戸内海の島なみ>

▼女木島・男木島



▼男木島の柱状節理および岩海



▼大槌島・小槌島



<眺望, 展望>

▼サンポートから見た瀬戸内海



▼屋島から見た瀬戸内海



▼浜街道から大槌島展望



▼瀬戸内海の島なみ眺望（一括）



(2) 都市の景観

四国の中核都市としての都市景観

- ・四国における陸上・海上交通の要衝として発展した本市は、中核都市としての都市機能を併せ持つ交通拠点や商業・業務の都心景観を有しています。
- ・また、臨海部を中心に都市的な土地利用が形成され、住宅地、工業地、幹線道路、公園・緑地など、特徴的な美しい景観を有しています。

暮らしと密着した集落景観

- ・豊かな自然とともに、先人達が築き守ってきた農地・田園風景が讃岐平野に広く分布しており、歴史的に形成されてきた多くのため池も点在しています。
- ・山間部には、美しい棚田が多く見られ、島しょ部では、漁村など島の歴史にちなんだ集落が受け継がれています。
- ・このように、讃岐平野、山間部、島しょ部に暮らしと密着した集落景観が点在し、自然に培われた高松固有の景観を構成しています。

<特徴的な外観の建造物>

▼香川県庁



▼香川県立体育館



▼サンクリスタル高松



▼丸亀町ドーム



<パブリックアート>

▼戯曲「父帰る」像



▼モナリザの壁画



▼DAI TEMMA I



<大規模工作物>

▼宮脇書店総本店の観覧車



<眺望, 展望>

▼海から見たサンポート高松



▼峰山道から見た市街地と屋島



▼石清尾ふれあいの森から見た屋島



■都市

<ランドマーク>

▼サンポート高松



<工業地>

▼朝日町臨海工業地域



<住宅地>

▼屋島西町



<市街地>

▼中央通り



▼丸亀町ガーデンテラス



▼丸亀町商店街



▼北浜アリー



<交通施設>

▼高松港



▼高松空港



<沿道>

▼市役所前通り



▼レインボーロード



<公園・緑地>

▼瀬戸内緑地



▼高松市中央公園



<樹木>

▼大石さんのムクノキ (市天然記念物)



▼峰山の桜



■農山村

<農地と農山漁村集落>

▼五剣山と田園の風景



▼東谷の棚田



▼惣天満茶畑



▼庵治漁港



<樹木>

▼岩部八幡神社のイチョウ (県天然記念物)



<特徴的な外観の建造物>

▼庵治支所



▼内場ダム



▼香南アグリーム



■島しょ部

<島しょ部の集落>

▼女木島オオテ



▼男木島の集落石垣



<特徴的な外観の建造物>

▼高松市鬼ヶ島おにの館



▼男木島灯台資料館



(3) 歴史の景観

豊かな歴史性を備える景観

- ・温暖な気候や瀬戸内海に面する地理的条件などから、本市は、鎌倉時代「大覚寺」の荘園となっところから開け始め、漁業や瀬戸内海交易の拠点として栄え、天正 16 (1588) 年豊臣秀吉の家臣、生駒親正が野原庄に居城を築き、高松城と名付けたことがこの地名の由来といわれており、生駒 4 代 54 年、松平 11 代 228 年を通じて城下町として、本州との交流拠点として港と共に発展したことから、多くの史跡・名勝が残されています。
- ・また、空海が修行したといわれる聖地への巡拝が行われるようになり、その後、四国八十八箇所霊場の札所を巡る遍路が定着し、市内にも霊場 5 か所があります。
- ・さらに、交流の舞台となった街道も、金毘羅街道は、土佐・伊予と讃岐をつなぐ主要街道として栄えたほか、仏生山街道などに江戸時代の面影を感じる歴史的な街並みを有しています。
- ・明治維新の廃藩置県後、香川県の県庁所在地となり、政治経済の中心として歩んできたことから、近代遺産も多く点在しています。

■史跡, 名勝

<史跡, 名勝>

▼栗林公園



▼高松城跡 (玉藻公園)



▼讃岐国分寺跡



▼下司廃寺塔跡



■寺社

<寺社>

▼屋島寺 (84 番札所)



▼根香寺 (82 番札所)



▼一宮寺 (83 番札所)



▼八栗寺 (85 番札所)



▼冠櫻神社



▼日抱神社



▼春日神社



▼川東八幡神社



■町並み, 街道

<歴史的な町並み>

▼四国民家博物館 (農村歌舞伎)



▼香西の町並み



▼仏生山の町並み



▼女木島・男木島の伝統的集落



<街道>

▼仏生山歴史街道



■歴史的建造物, 構造物

<歴史的建造物, 構造物 (文化財)>

▼小比賀家住宅 (国重文)



▼旧河野家住宅 (国重文)



▼旧下木家住宅 (国重文)



▼高松城 (国重文)



▼石舟のアーチ橋 (国登録)



▼天満屋呉服店 (国登録)



▼料亭二蝶 (国登録)



▼国分寺北部小学校校門 (市指定)



<歴史的建造物, 構造物 (その他)>

▼男木島灯台



▼女木島オーテ



▼亀井戸跡



(4) 文化の景観

暮らしとともにある豊富な文化的な景観

- ・ 四国八十八箇所霊場とともに、古くから仏教信仰が盛んであったことを反映し、優れた文化景観資源が多く見られます。
- ・ 農耕や漁労、地域固有の伝統工芸など、生活の中から生まれた産業が受け継がれています。
- ・ 降雨が少なく長大な河川がないため、数多くのため池が築造されるとともに、農業の豊作を祝う祭りや海の安全を祈願する行事など、地域特有の祭礼が各地に残されています。
- ・ 豊かな自然と独特の風土に育まれた讃岐うどんや海産物などの特有の食文化を有しています。

■信仰上の活動から生まれた文化

<四国八十八箇所霊場の遍路等>

▼経納の丘 (井原神社)



▼四国八十八箇所霊場の遍路 (一括)



■生活から生まれた文化

<特徴ある農地>

▼惣天満茶畑



▼鬼無の盆栽畑



<地場産業>

▼塩江温泉郷



<その他>

▼鬼無盆栽通り



▼いただきさん



■風土や歴史性から生まれた文化

<ため池>

▼平池



▼松尾池



▼御厩池



▼奈良須池



<その他>

▼女木島オオテ



▼桃太郎伝説



■現代の祭り、イベント

<現代の祭り、イベント>

▼さぬき高松まつり



▼仏生山大名行列



▼石あかりロード



▼片原町の朝市



■伝統的な祭り、伝統芸能

<伝統的な祭り、伝統芸能>

▼ひょうげ祭り(無形民俗)



▼才田岩陰獅子舞(無形民俗)



▼石切り唄(無形民俗)



▼田井の子供神相撲(無形民俗)



▼庵治の船祭り(無形民俗)



II-02

美しいまちづくりに関する市民・事業者の意向

(1) 市民アンケート結果 (概要)

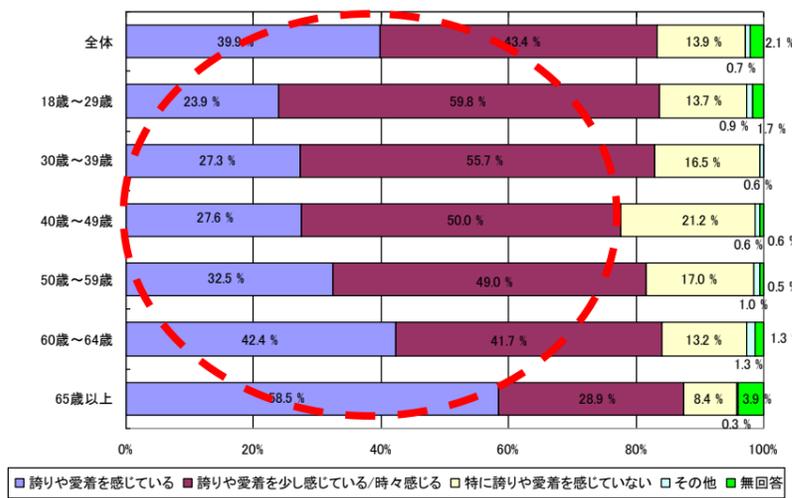
<調査概要>

- 調査対象および調査方法
  - 調査対象：18歳以上の市民から3,000人（無作為抽出）
  - 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：平成22年2月12日（金）から平成22年2月25日（木）
- 回収結果：配布数(A)3,000通 回収数(B)1,217通 回答率(B/A)40.6%

①高松の風景・街なみなどへの誇りや愛着

Q. あなたは、高松の風景・街なみなどに誇りや愛着を感じていますか？

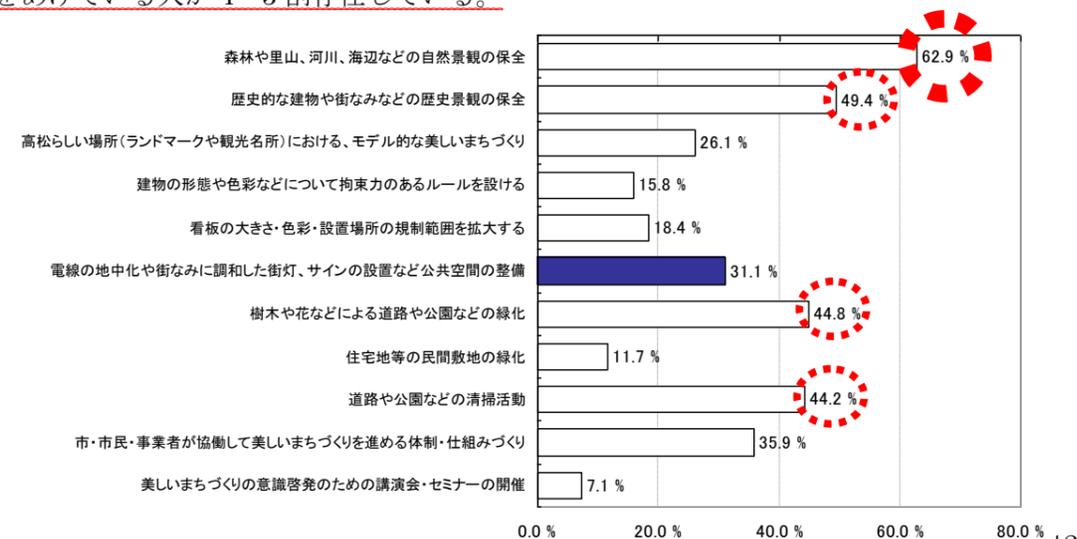
- 高松の風景・街なみなどに誇りや愛着を感じている人がおよそ4割を占めており、少し（時々）感じている人を含めると8割強が誇りや愛着を感じている。
- 年齢が高くなるほど、誇りや愛着を感じている人が多い。



②美しいまちづくりを進めるにあたって

Q. 美しいまちづくりのために今後どのようなことが必要だと思いますか？

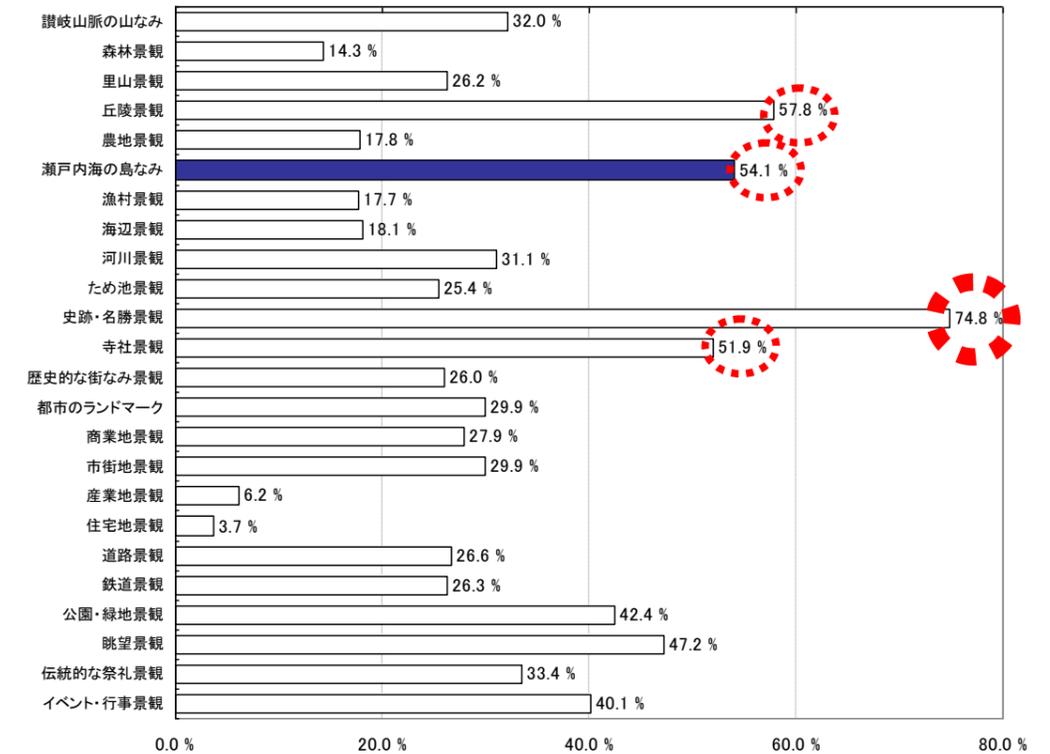
- 美しいまちづくりのためには、森林や里山、河川、海辺などの自然景観の保全が必要であると感じている人が多く、回答者の6割以上を占めている。
- また、歴史的な建物や街なみなどの歴史景観の保全、樹木や花などによる道路や公園の緑化、道路や公園などの清掃活動をあげている人が4～5割存在している。



③高松らしさを感じ、特に守り育てたい景観

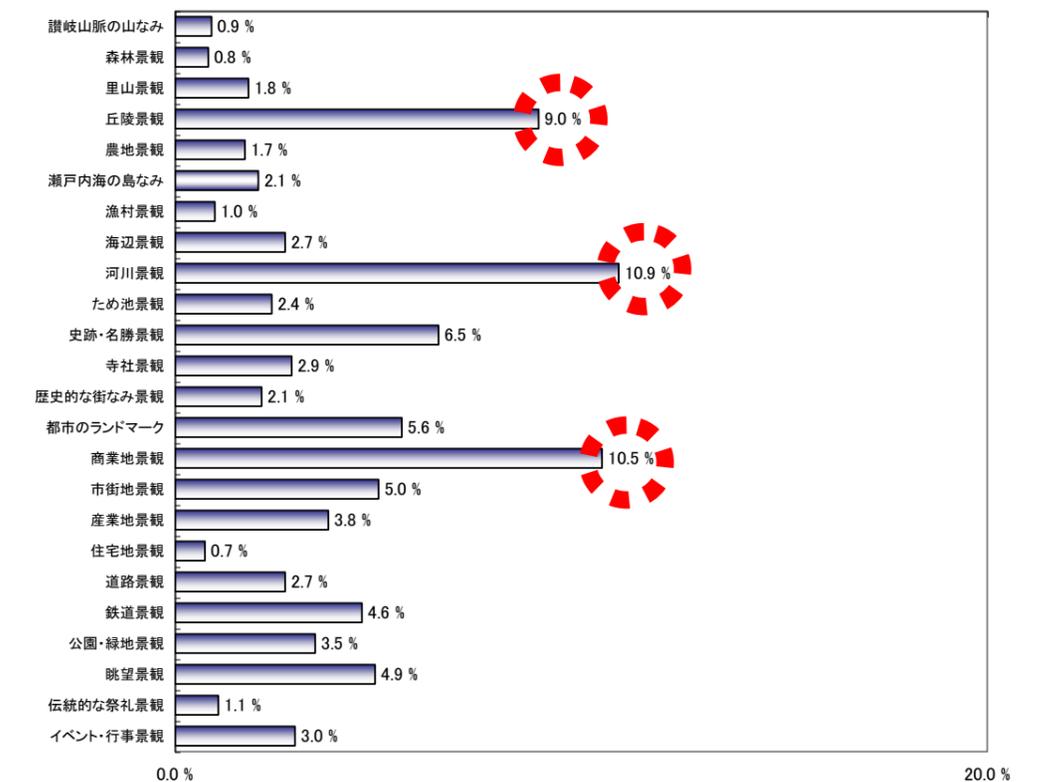
Q. あなたが高松らしさを感じ、特に守り育てたい景観をお答えください。

- 多くの人が史跡・名勝景観に高松らしさを感じ、守り育てたいと思っており、回答者の7割以上を占めている。
- 次いで、丘陵景観、瀬戸内海の島なみ、寺社景観をあげている人が多く、5割以上にのぼる。



Q. 特に改善が必要であると感じる景観はありますか？

- 河川景観、商業地景観、丘陵景観をあげている人がおよそ1割存在しており、他の景観より改善が必要であると感じている人が多くなっている。



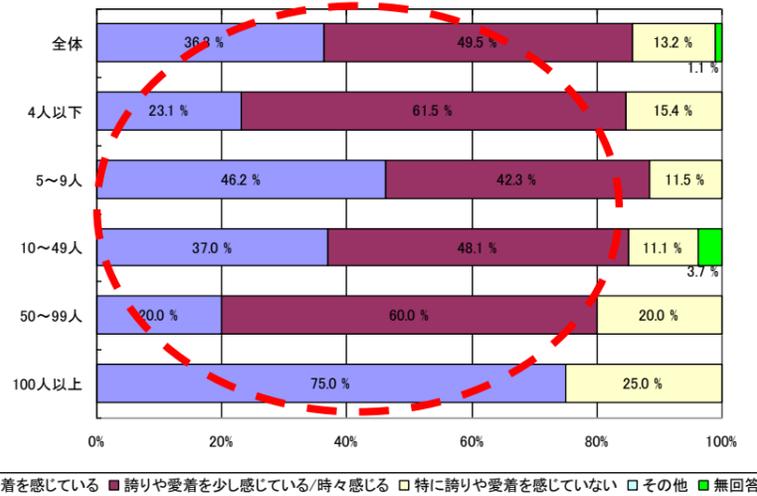
(2) 事業者アンケート結果 (概要)

<調査概要>  
 ■調査対象および調査方法 ・調査対象：市内事業所から 200 社 (無作為に抽出)  
 ・調査方法：郵送による配布・回収  
 ■調査期間：平成 22 年 2 月 12 日 (金) から平成 22 年 2 月 25 日 (木)  
 ■回収結果：配布数 (A)200 通 回収数 (B)91 通 回答率 (B/A) 45.5%

①高松の風景・街なみなどへの誇りや愛着

Q. あなたは、高松の風景・街なみなどに誇りや愛着を感じていますか？

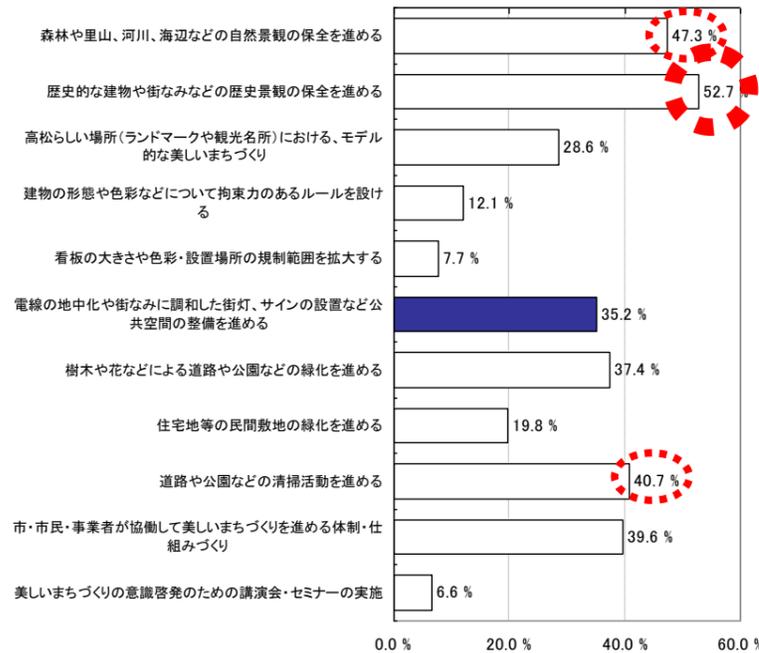
- ・高松の風景・街なみなどに誇りや愛着を感じている事業者が 4 割弱占めており、少し (時々) 感じている事業者を含めると **9 割弱が何らかの形で誇りや愛着を感じている。**
- ・事業者の従業員数で見ると、それぞれの属性で多少の違いはあるものの、総じて誇りや愛着を感じている傾向が見られる。



②美しいまちづくりを進めるにあたって

Q. 美しいまちづくりのために今後どのようなことが必要だと思いますか？

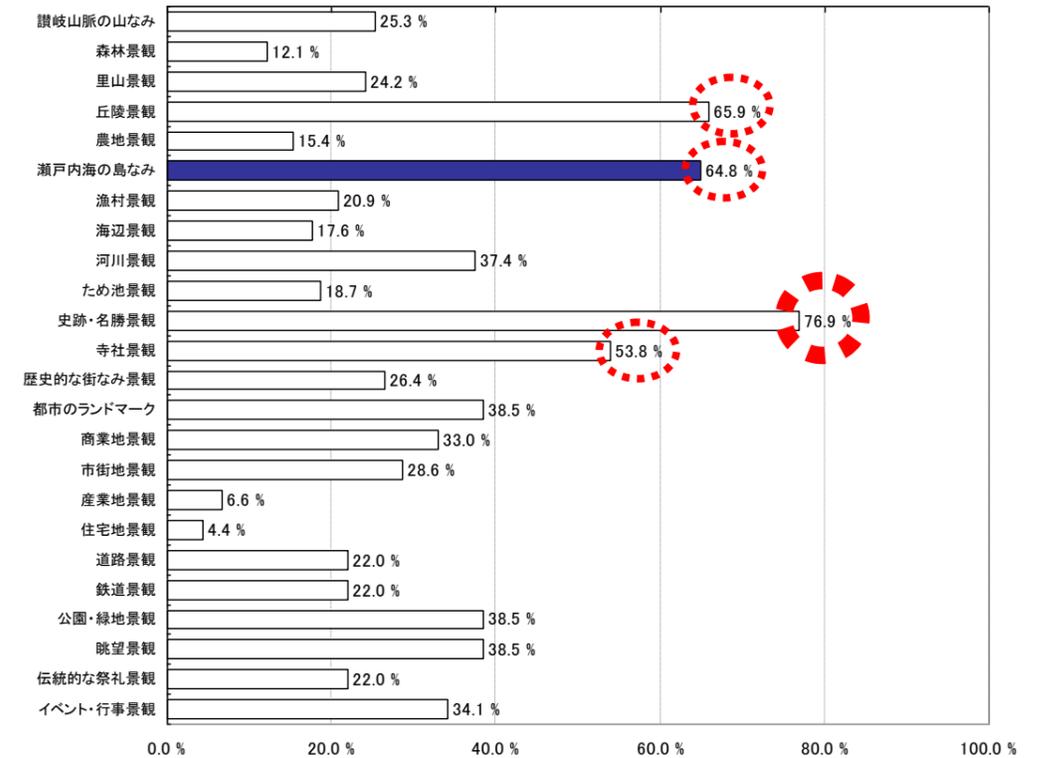
- ・美しいまちづくりのためには、**歴史的な建物や街なみなどの歴史景観の保全が必要であると感じている事業者が多く、回答の 5 割強を占めている。**
- ・次いで、**森林や里山、河川、海辺などの自然景観の保全、樹木や花などによる道路や公園の緑化、道路や公園などの清掃活動をあげている事業者が 4~5 割存在している。**



③高松らしさを感じ、特に守り育てたい景観

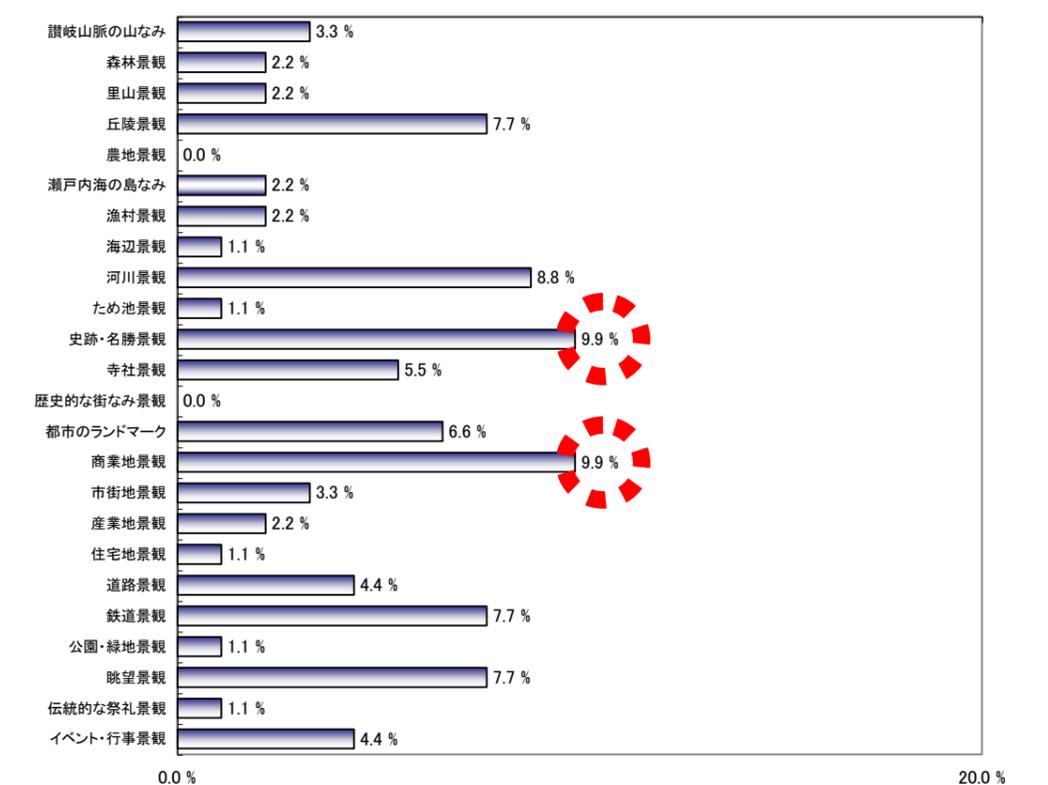
Q. あなたが高松らしさを感じ、特に守り育てたい景観をお答えください。

- ・多くの事業者が**史跡・名勝景観に高松らしさを感じ、守り育てたいと思っており、回答者の 8 割弱を占めている。**
- ・次いで、**丘陵景観、瀬戸内海の島なみをあげている事業者が 7 割弱、寺社景観をあげている事業者が 5 割強存在している。**



Q. 特に改善が必要であると感じる景観はありますか？

- ・**史跡・名勝景観、商業地景観をあげている事業者が 1 割弱存在しており、他の景観より改善が必要であると感じている事業者が多くなっている。**
- ・史跡・名勝景観は守り育てたい景観として多くの事業者にあげられている一方で、改善が必要と感じている。



II-03

高松市固有の景観構造

地形や風土、歴史、文化、産業等を背景とした数多くの景観要素を踏まえ、本市の景観構造は、大きく4つのゾーンから形成されているとして、景観構造を整理します。

◆瀬戸内海景観ゾーン

- ・穏やかで美しい瀬戸内海，そこに浮かぶ緑豊かな島々，海の背景にそびえる屋島や五色台の山なみなどからなる美しい景観が形成されているエリアです。
- ・庵治地区の湊町や高松港のフェリーターミナル等，今も昔も変わらない海とともにある暮らしを感じさせる景観が見られるとともに，サンポート高松など，臨海部では海辺を楽しむ視点場も多く整備されています。



◆市街地景観ゾーン

- ・高松城下町を基盤に香川県の中核を担う県庁所在都市として発展・形成されてきた市街地の景観が形成されているエリアです。
- ・市街地内には，臨海部の工業地域から都心の商業地域，ゆとりと潤いある住宅地など，多様な景観が見られます。



◆田園居住景観ゾーン

- ・瀬戸内海へ向けて緩やかに傾斜する広々とした讃岐平野の中，先人達の英知を感じさせる多くのため池と農地，集落と里山からなるふるさとも感じさせる田園景観が形成されているエリアです。
- ・近年，住宅地開発も多く見られ，ため池や里山周辺の景観に変化が見られます。



◆讃岐山脈景観ゾーン

- ・讃岐地域と阿波地域を隔てる讃岐山脈として，緑豊かな樹林地からなる美しい自然景観が形成されているエリアです。
- ・棚田や茶畑など山間地での生業の景観も見られるとともに，伝統ある湯治場で“高松の奥座敷”として親しまれる塩江温泉郷では，香東川上流の清流と山々からなる自然に抱かれる特徴ある景観が見られます。



▼景観構造



## II-04

## 美しいまちづくりに向けた課題

「美しいまちづくり」の実現に向けて、「良好な景観の保全・形成・創出」・「環境美化の推進」・「市・市民・事業者の協働」の観点から取組が必要であると考えられる課題について整理します。

## (1) 良好な景観の保全・形成・創出に関する本市の課題

## ◆ 県都にふさわしい秩序とまとまりある市街地景観の形成への課題

高松市全域  
に係る課題

- 本市の市街地は、瀬戸内海に面し、讃岐平野の広々とした平地に形成されていることから、海や船からの眺望や高台等に整備された視点場から、俯瞰（ふかん）される機会が多いのが特徴です。
- 屋島や五色台などからの眺望では、市街地全体を一つの群としての景観を楽しむことができます。市街地では様々な用途や形態の建物が建つことを前提としつつ、全体としての秩序とまとまり感を感じさせる美しい景観形成に向け、建築物や工作物等の色彩やデザインの向上を促すための一定のルールを構築し、共有していくことが求められています。
- また、市民だけでなく、本市を訪れる多くの人が「高松らしさ」を感じられる景観を楽しむことが出来るよう、特徴ある眺望景観の保全・形成に向けたコントロールや視点場の整備が求められています。
- 市街地では、良好な景観や住環境を享受するために高層マンション等の新たな開発が相次ぐことも見られます。新たな建築・開発行為が本来、地域が持っている良好な景観を乱すことになる場合も多く、特に栗林公園周辺などの景観形成を図るためには、このような行為に対して、地域の景観と調和した形態・意匠等に配慮した規制・誘導が求められています。
- また、活発な産業活動に伴い、多くの屋外広告物が設置されています。特に、国道 11・193号を始めとする市内の主要な幹線道路沿道では、商業施設等の立地に伴い、大規模かつ派手な屋外広告物が見られ、沿道の景観が猥雑なものとなっており、その形態やデザイン等についても、一定のルールに基づく秩序とまとまりある景観が創出されるよう規制・誘導が求められています。

## ◆ 高松らしさを印象づける魅力あるまちなみの創出への課題

特定の地区  
に係る課題

- 本市への玄関口である、JR高松駅や高松港周辺などの拠点となる地区や、主要な幹線道路沿道および、鉄道沿線のまちなみは、多くの人が日常生活における移動や活動とともに目にする景観です。
- 中央通りは本市のシンボル通りとして、緑豊かな楠の街路樹による景観が印象的である一方、沿道に建ち並ぶビル群による統一感の景観は乏しく、歩道を歩く人の目線からの連続した景観形成への配慮が求められています。

- また、本市は、海上交通の要衝として栄えた歴史・文化を背景に、中心市街地が瀬戸内海に面して形成されており、海に開けた都市は本市を印象づける重要な要素でありながら、市街地内において海を身近に感じられる景観はあまり多くはありません。地理的・歴史的特徴を生かした都市の魅力高める景観形成が求められています。
- このような本市を印象づけるポテンシャルのある空間において、多くの人が快適さや魅力を感じることが、まちへの愛着や誇りを育むとともに、地域活力の創出にもつながり、また来訪者への本市を印象づける魅力となります。
- 高松らしさを印象づけ、魅力と活力を育むためには、市民・事業者・行政がビジョンを共有し、一定のルールに基づく、魅力ある空間づくりが求められています。
- 仏生山地区や香西地区では、伝統的な建築様式による建物を始めとした風情ある景観が残る一方、個々の建物の建替えに伴い、地区として醸し出す風情ある佇まいが失われつつあることから、地区住民が地域の魅力を継承していくための一定のルールづくりが求められています。

## ◆ 自然や風土、文化に育まれた景観の継承に向けた課題

自然・歴史・文化  
に係る課題

- 島しょ部や山間地では、瀬戸内海や讃岐山脈の豊かな自然に抱かれ、自然に寄り添いながら育まれた人々の暮らしとともにある地域固有の文化的な景観が見られる一方、生活スタイルの変化や過疎・高齢化等に伴い、これらの景観も変化を余儀なくされています。
- 特に、山地・丘陵地を始めとした樹林地では、適切な間伐等による維持・管理が行われなまま放置された荒廃林や竹やぶの増加が見られます。山林による自然環境は、営々と人間の手を入れながら維持・管理されてきたことを踏まえ、農山村だけではなく、都市全体としての自然景観の保全に向けた取組や仕組みづくりが求められています。
- また、雨の少ない気候・風土の中、持続的な田園環境を支える伝統的な仕組みとして、山裾を中心に数多く整備されてきたため池のある田園景観は、本市を含む香川県固有の景観である一方、住宅地の開発等による市街化の進展に伴い農地が減少し、住宅と農地が混在する田園景観が見られるなど、これら讃岐平野固有の田園景観が変化しています。
- 自然とともに生きてきた先人達が形成してきたこれらの景観を次世代へ継承するために、それらを支える取組が求められています。

## (2) 環境美化の推進に関する本市の課題

## ◆ 水と緑の豊かな都市環境の保全・形成への課題

- ・本市は、美しい瀬戸内海や河川、ため池等の水環境、讃岐山脈や里山等の緑環境など、水と緑からなる豊かな自然の恵みを身近に感じられる都市環境を有し、この豊かな自然は多様な生物の生息環境でもあります。
- ・自然はただそこにあるのではなく、多くの人々の維持・管理により保たれていることを踏まえ、自然と共に生きる都市として、適切な維持・管理による自然環境の保全が求められています。
- ・また、市街地内における緑化の推進等による地球温暖化対策やヒートアイランドの緩和に向けた都市環境の形成が求められています。

## ◆ 快適で清潔な都市環境の形成への課題

- ・道路や公園を始めとする公共施設は、不特定対数の人々が利用する“公共空間”であり、多くの人々が快適に利用できるように清潔な都市環境を保持していくためには、市民一人ひとりの意識醸成と行動が不可欠です。
- ・本市では、中心市街地における喫煙禁止区域の設定や、空き缶やたばこの吸殻等の散乱防止に向けた取組、また市民等による美化活動や不法投棄パトロール等に取り組んでおり、誰もが快適に暮らすことのできる清潔な都市環境の形成に向け、市民一人ひとりの意識向上を図るとともに、個人レベルから地域や活動団体等まで、多様な主体による環境美化の実現に向け、より一層の取組の充実が求められています。

## (3) 市・市民・事業者の協働に関する本市の課題

## ◆ 美しいまちづくりに関する情報の一元化と効果的な情報発信に向けた課題

- ・美しいまちづくりに関する情報は、多くの分野がその対象となるとともに、行政からの情報発信のみならず、市民や事業者、活動団体等による活動からも多くのことを知ることができます。まちに関する情報や活動を知ることから、まちづくりへの関心も高まり、多様な人々に対して、多様なレベルでの参加機会の提供にもつながります。
- ・美しいまちづくりに関する情報について、ポータルサイト等の活用により一元管理を行いながら、幅広い情報発信や、活動団体間での情報交換ができるなどの機会や場を提供するための仕組みやシステムの構築が求められています。

## ◆ 市民意識の醸成と担い手となる人材育成に向けた課題

- ・美しいまちづくりには、市民一人ひとりの意識の醸成が不可欠です。それには、自分達の住むまちへ関心をもち、活動の担い手となる継続的な人材育成の取組が求められています。
- ・子どもの頃から地域の歴史や文化を学んだり、清掃活動などの地域活動に参加するなど、学習や体験を通じたプログラムを用意するなど、景観形成や環境美化に対して日常生活の中で関心を育み、裾野の広い担い手の育成につながる取組が求められています。
- ・また、美しいまちづくりへの関心の高い市民や事業者に対して、景観形成や環境美化に関する専門家等から専門的な知識や先進事例の情報などを提供する機会を設けるなどの取組により、地域のまちづくりにおけるリーダー育成につなげていくことが求められています。

## ◆ 協働のまちづくりを支えるシステムの構築に向けた課題

- ・協働のまちづくりには、美しいまちづくり活動に取り組む地域団体やNPO、事業者等による主体的な活動だけではなく、これらの活動に対して専門家を始めとした技術的支援や活動に対する財政的支援・協力のできるシステムがあることにより、官・民・専が連携した継続的な協働のまちづくりを支えることができます。そのためには、主体的な活動を行う市民に対し、支援が可能となるシステムの構築が求められています。
- ・また、参加の必要性を感じていても、実際の継続的な参加にまで至らない多くの市民に対して、多様な関わり方による参加の機会を設けたり、地域の活力づくりにつながる取組の工夫が求められています。



「美しいまちづくり条例」では、「この高松をさらに魅力あるまちにし、次代に引き継ぐためには、人々が自ら考え協働して、良好な景観を保全し、形成し、創出するとともに、まちの環境美化に取り組むことによって、美しいまちづくりを推進することが重要である。」と定められており、その第2条において、基本理念が定められています。

本条例に基づき、美しいまちづくりの基本理念は、次の3つの柱に基づくものとします。

### 基本理念1 良好な景観の保全・形成・創出

美しいまちづくりは、良好な景観が市民にとって貴重な財産であるとともに、恵まれた自然と風土に培われた歴史、文化等と密接に関連して形成されるとの認識の下、現在および将来の世代にわたってその恵みを享受できるよう、それぞれの地域の個性および特色を生かし育てることにより、良好な景観の保全および形成を図るものとします。

また、美しいまちづくりは、現にある良好な景観を保全することのみならず、将来に向けて良好な景観の創出を図るものとします。

### 基本理念2 環境美化の推進

美しいまちづくりは、清潔で快適な都市環境の保全および創造により形成されるとの認識の下、環境美化の推進を図るものとします。

### 基本理念3 市民・事業者との協働

美しいまちづくりは、市、市民および事業者が適切な役割分担の下、協働して行われるものとします。



### 【参考：高松市美しいまちづくり条例（抜粋）】

#### （前文）

私たちのまち高松は、ため池の点在する讃岐平野のほぼ中央に位置し、北は多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面し、南は穏やかなこう配をたどりながら讃岐山脈の懐に至り、島なみ、にぎわいのある街、のどかな田園、里山、これらに培われてきた歴史・文化などが調和した、多様で個性的な魅力あるまちである。

この高松をさらに魅力あるまちにし、次代に引き継ぐためには、人々が自ら考え協働して、良好な景観を保全し、形成し、創出するとともに、まちの環境美化に取り組むことによって、美しいまちづくりを推進することが重要である。ここに、私たちのまち高松をさらに自然・都市・歴史・文化の調和したまちにし、「だれもが暮らしたい、訪れたい」と感じるまちとするため、この条例を制定する。

#### （基本理念）

第2条 美しいまちづくりは、良好な景観が市民にとって貴重な財産であるとの認識の下に、現在および将来の世代にわたってその恵みを享受できるよう、その保全を図るものでなければならない。

2 美しいまちづくりは、良好な景観が恵まれた自然と風土に培われた歴史、文化等と密接に関連して形成されるとの認識の下に、それぞれの地域の個性および特色を生かし育てることにより、多様な景観形成を図るものでなければならない。

3 美しいまちづくりは、現にある良好な景観を保全することのみならず、将来に向けて良好な景観の創出を図るものでなければならない。

4 美しいまちづくりは、清潔で快適な都市環境の保全および創造により形成されるとの認識の下に、環境美化の推進を図るものでなければならない。

5 美しいまちづくりは、市、市民および事業者が適切な役割分担の下に、協働して行われるものでなければならない。

## III-02

## 美しいまちづくりの目標像

本市は、ため池の点在する讃岐平野のほぼ中央に位置し、北は多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面し、南は穏やかなこう配をたどりながら讃岐山脈の懐に至り、島なみ、にぎわいのある街、のどかな田園、里山、これらに培われてきた歴史・文化などが調和した、多様で個性的な魅力あるまちです。

この高松市をさらに魅力あるまちにし、次代に引き継ぐためには、人々が自ら考え協働して、良好な景観を保全し、形成し、創出するとともに、まちの環境美化に取り組むことによって、美しいまちづくりを推進することが重要です。

私たちのまち高松をさらに自然・都市・歴史・文化の調和したまちにし、「だれもが暮らしたい、訪れたい」と感じるまちとするため、次のとおり美しいまちづくりの目標像を掲げます。

## 美しいまちづくりの目標像

## 「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松」

また、本市の景観特性を踏まえ、次の4つの目標を掲げ、「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松」の実現を目指します。

## 目標1 海に拓かれた活力と気品のあるまち

## 目標2 讃岐平野に抱かれた人々の営みが織りなす快適なまち

## 目標3 讃岐の歴史・文化を未来へ継ぐまち

## 目標4 折り重なる緑に包まれた自然豊かなまち

## 目標1 海に拓かれた活力と気品のあるまち

瀬戸内海に面する本市では、高松城が日本三大水城と呼ばれていた旧来から海辺と密接に関わった空間を形成しており、海上交通で栄えてきた時代から現在に至っても、海上から見える港と一体となったまちの姿は、本市を代表する景観です。

また、まちなかに目を向けると、人々が回遊したくなる商店街や、沿岸部の高松港、JR高松駅を起点として、街路樹と連続性のある建築物が建ち並んだ中央通りなど、賑いあふれるメインストリートが形成されています。

こうした、穏やかな瀬戸内海を中心に、四国の玄関口として、また県都としての活力と気品を感じさせるまちを目指します。



## 目標2 讃岐平野に抱かれた人々の営みが織りなす快適なまち

古くから水不足に悩まされてきた本市では、先人たちが讃岐平野に多くのため池を作り出し、水不足の解消に役立ててきたとともに、今もなお、地域の親水空間として、また地域の歴史・文化を伝える資源として、多くの人々に親しまれています。

また、讃岐平野では、現在でも農業が営まれ、四季折々の多様な景観を見ることができ一方で、自然と利便性のバランスに優れた居住地としての顔も持ち合わせています。

こうした、讃岐平野とため池、丘陵地を素地として、農業などの様々な人々の営みが織りなす快適なまちを目指します。



## 目標3 讃岐の歴史・文化を未来へ継ぐまち

本市には、多くのお遍路さんが訪れる信仰の地である、四国霊場八十八箇所の札所が5寺あり、他にも、歴史や文化を今に伝える神社仏閣や特別名勝栗林公園、特別史跡讃岐国分寺跡、高松城跡（玉藻公園）、源平屋島合戦の史跡などの歴史・文化資源が残されています。

また、高松城からの街道筋の面影が残る門前町である仏生山地区の歴史的なまちなみや、五剣山のふもとの庵治石採石地など、文化や生業が息づく景観や、島しょ部における女木島のオーテや男木島の斜面集落など、人々が自然と寄り添いながら暮らす景観は、本市固有の景観として大切にされています。

こうした、各地域に根付いた讃岐の歴史・文化を大切にし、未来へ継ぐまちを目指します。



## 目標4 折り重なる緑に包まれた自然豊かなまち

豊かな緑と自然が残る讃岐山脈を始め、五色台や屋島などの大規模な丘陵地など、本市は雄大な山地・丘陵地を有しており、丘陵部の山頂からは、讃岐平野の眺望や、海に向かっての多島美が見られるとともに、讃岐平野においては、各地域にシンボリックな里山が多く存在し、平野部からはそれらの山々を中景・遠景として望むことができます。

また、香東川などの河川には、讃岐山脈から平野を通じて瀬戸内海に清らかな水が流れ込み、多様な生態系が見られるとともに、これらの水辺空間は、市民に潤いを与える癒しの場として、永く親しまれています。

こうした、折り重なる山々の緑や清らかな河川、雄大な瀬戸内海に包まれた、自然豊かなまちを目指します。



■ 施策体系図





施策に関する基本的な事項として、「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松」を目指し、その実現に向けた美しいまちづくりの基本方針と、その基本方針に基づく具体的な施策を次のとおり定めます。

#### 【基本方針】

### 1. 気品と活力を感じさせる、瀬戸内海に拓かれたまちをつくる

瀬戸内海に拓かれた都市として、これまで多くのひとやモノが往来した文化を背景に、先人たちが築きあげてきた歴史ある中枢都市の中心市街地にふさわしい、気品を醸し出す美しい都市景観の形成を図るとともに、多くの人々が集い、賑う活力ある都市空間の形成を図るため、以下の施策に取り組みます。

- (1) 瀬戸内海を意識した都市景観の形成
- (2) 歩くのが楽しくなる、魅力あるまちなみの形成
- (3) 心地よさを感じる、清潔で快適な都市空間の形成
- (4) 城下町としての歴史を今に伝える景観の保全

### 2. 秩序の中に潤いと快適さを感じさせるまちをつくる

広がりのある大地と空を感じさせる讃岐平野の中に形成されているまちである特徴を踏まえ、秩序とまとまりのある市街地景観の形成を図るとともに、潤いと快適さを感じさせる市街地環境の形成を図ります。

また、市街地の周囲に広がる田園居住地では、背景に見える山々や里山、ため池や河川等の水辺、四季折々に変化する美しい田園と調和する景観形成を図ります。

このように多くの人々が暮らす市街地や田園居住地における潤いと快適さを育むため、以下の施策に取り組みます。

- (1) 秩序とまとまりのある市街地景観の形成
- (2) 移動に伴い連続性のある景観の形成
- (3) 潤いと快適さを感じさせる市街地環境の形成
- (4) 自然と調和する田園居住地景観の形成

### 3. 人々の営みとともにある讃岐の歴史・文化の息づく景観を育む

長い歴史の時間とともに、先人たちが讃岐の風土に向き合い、今もなお人々の営みとともに育まれている景観や、かつての地域固有の歴史を今に伝える景観は、地域の歴史・文化を伝える貴重な財産です。

これらの景観が有する固有の価値とともに、讃岐の歴史・文化の息づく景観として保全・継承を図り、後世へ伝えるため、以下の施策に取り組みます。

- (1) 固有の歴史・文化を伝える地域資源と景観形成
- (2) 生業とともに育まれる文化的景観の継承
- (3) 風土と暮らしの智慧を伝える文化的景観の継承
- (4) 伝統文化の息づく景観形成

### 4. 恵み豊かな海、山、川の自然とともに生きる

讃岐山脈を始めとした緑豊かな山々に包まれ、眼前に広がる穏やかな瀬戸内海とそこに流れ込む河川からなる美しい自然は、農山漁村だけでなく都市に暮らす人々にもあたたかく包み込んでくれる癒しの場となっています。

豊かな自然の恵みを享受しつつ、感謝の気持ちをもって自然とともに生き、美しい自然を変わらずそこにある景観として見続けることができるよう守り育てていくため、以下の施策に取り組みます。

- (1) 多種多様な生物との共生を支える自然環境の保全
- (2) 流域における山から海までの連続する自然景観の保全・形成
- (3) 自然の恵みとともにある海と山の集落環境の保全
- (4) 恵み豊かな自然に親しむ場づくり

### 5. 多様な主体による総合力で美しいまちをつくる

美しいまちづくりに求められる「景観形成」や「環境美化」には、そこに関わる多様な人々の力が不可欠です。

市民、事業者、行政が互いに責務と役割分担の下、「多様な主体の総合力」による美しいまちづくりの実現を図るため、以下の施策に取り組みます。

- (1) 美しいまちづくりへの意識の啓発・醸成
- (2) 美しいまちづくりを担う人材育成
- (3) 美しいまちづくりを支える仕組みづくり

美しいまちづくりの目標像の実現に向け、5つの基本方針の下、次のとおり、具体的な施策を推進します。

## 1. 気品と活力を感じさせる、瀬戸内海に拓かれたまちをつくる

### (1) 瀬戸内海を意識した都市景観の形成

#### ○瀬戸内海と近接した中心市街地

瀬戸内海と中心市街地の関係に着目し、相互に見る／見られる関係づくりを意識した都市景観の形成を目指し、中心市街地における調和のとれたスカイライン、まとまりある色彩、瀬戸内海への眺望を楽しめる空間整備等による景観形成を図ります。



海と市街地の広がりある景観

#### ○海の玄関口・サンポート高松周辺

サンポート高松周辺は、多くの人が行きかう都市の玄関口であり、瀬戸内海に面する都市の玄関口にふさわしい印象を与える重要な地区であることを踏まえ、海への見通しや空間の広がりを意識しつつ、自然と都市が融合した気品と活力のシンボルを担う景観形成を図ります。



シンボリックな海の玄関口

### (2) 歩くのが楽しくなる、魅力あるまちなみの形成

#### ○歩行者で賑う商店街

本市の中心市街地には、城下町の地割をベースとした8つの個性溢れる商店街が東西、南北に続き、そこには個々の店舗の店構えや掲げられる看板等と道路やアーケードにより形成された、賑いある景観を有しています。

この商業地の特徴的な構造を踏まえつつ、訪れた人々が歩くのが楽しくなり、回遊したくなるよう、連続するまちなみの形成を目指し、歩行者目線を重視した魅力ある景観形成を図ります。



歩行者で賑わう商店街

#### ○中央通り沿いのまちなみ

中央通りなどの主要な幹線道路は、多くの交通を処理する交通骨格であるとともに、沿道には主要な施設が集積する、市街地の景観を印象づける重要な役割を有する公共空間であることから、街路樹による連続する緑、沿道に建ち並ぶ建物のスカイラインやファサード、道路のデザイン等が一体となったメインストリートにふさわしい質の高い公共空間の景観形成を図ります。



連続する緑と建物による中央通り

#### ○質の高いデザインの屋外広告物

商業・業務施設が集積する中心市街地では、活発な産業活動が行われている結果として、多くの屋外広告物やサインが掲出され、これらもまた活力ある景観形成には重要な要素となります。

掲出される場所の特性を踏まえ、建物外観との調和に配慮した気品と活力のバランスがとれた質の高いデザインを誘導することにより、中心市街地全体としての景観の魅力アップへとつなげる取組を進めます。



建物と調和したデザインの看板

### (3) 心地よさを感じる、清潔で快適な都市空間の形成

#### ○潤いと安らぎのある中心市街地

中心市街地には市内外から多くの人々が訪れ、多様な活動において都市空間を利用することから、にぎわいだけではなく、心地よさを体感できる都市空間が形成されることにより、多くの人々が再び訪れたいと感じるようになります。

建物が建ち並ぶ中心市街地において、水や緑による潤いに加えて、休憩できるベンチなどが整備された歩道や公開空地等により生み出されるオープンスペース等を活用し、心地よさと安らぎのある都市空間の形成を図ります。



歩道のベンチで休憩する親子

#### ○清潔で快適な公共空間

多くの人々が訪れ、利用する中心市街地の公共空間では、誰もが心地よく利用し、快適に過ごすことができるよう、清潔な環境を維持していくことが必要です。

利用する一人ひとりがポイ捨てを止めるとともに、市・市民・事業者が連携して、ごみのない清潔な公共空間の環境を維持する取組を進めます。



商店街でのポイ捨てパトロール

### (4) 城下町としての歴史を今に伝える景観の保全

#### ○歴史的風致を今に伝える栗林公園

江戸時代、高松藩主生駒氏により造園され、その後、松平氏が5代100年余りをかけて完成させた歴史ある特別名勝栗林公園は、高層建築物が建ち並ぶ中心市街地における歴史的な資源であるとともに、市民に親しまれた潤いと癒しの緑地です。

この歴史的な風致景観は、後世まで継承すべき重要な景観であり、公園内からの眺めについて適切に保全を図るとともに、公園周辺ではこの歴史的な要素と調和した景観形成に取り組めます。



栗林公園内からの眺め

○歴史的な資源を生かした中心市街地

中心市街地には、高松城跡（玉藻公園）を始め、城下町としての地割や道すじ、寺社や史跡など、歴史的な資源が数多く残されています。

中心市街地の活力ある景観の創出だけでなく、歴史的な資源を生かしながら、高松城跡に対する眺望の確保に努め、城下町としての歴史と現代の活力が調和した都市景観の形成を図ります。



高松城跡(玉藻公園)の月見櫓

▼関連する主な事業等

| 施策および事業名<br>(担当課)                | 概要   | 基本方針に基づく施策 |     |     |     |
|----------------------------------|--|------------|-----|-----|-----|
|                                  |  | (1)        | (2) | (3) | (4) |
| 1 都市景観条例に基づく規制・誘導<br>(都市計画課)     | 大規模な建築物や工作物・広告物は、周辺の景観形成に大きな影響を与えることから大規模建築物等の誘導基準（景観ガイドライン）を定めており、その基準に適合するように、事前の届出をしていただき、協議を行っており、より優れた景観的配慮を進めています。   | ○          | ○   | ○   | ○   |
| 2 屋外広告物条例に基づく規制・誘導<br>(都市計画課)    | 良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示・設置および、これらの維持を目的に必要な規制の基準を定め規制・誘導を行っています。   | ○          | ○   | ○   | ○   |
| 3 中央通りオフィス環境整備事業<br>(まちなか再生課)    | 中央通りに面したオフィスビルにおいて面的整備等事業（新築）または施設改修等事業（改修）を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、中心市街地の良好な街並みの形成および賑わいの創出を図ります。  |            | ○   |     |     |
| 4 観光振興計画（まち歩き型観光の充実等）<br>(観光振興課) | 観光振興計画の3つの目標像のひとつ「ゆったり都市・高松」に、『美観都市の創出』として、「散歩が似合うまちづくり」、「環境美化都市の推進」など4項目を掲げています。<br>また、『観光資源の保全・活用』として、「まち歩き型観光の充実とツアープロデューサーの育成」、「自転車利用による観光の推進」など15項目を掲げています。 |            | ○   |     |     |
| 5 高松丸亀町商店街再開発事業<br>(まちなか再生課)     | 地元の関係権利者が中心商店街の活性化に向け、再開発事業を実施することにより、土地の合理的かつ適切な高度利用と都市機能の更新を図り、商業・サービスの魅力強化と効果の波及、来街者の回遊促進、居住促進に努めるとともに、快適な公共空間となるよう、美しい街並み、快適な「場所」を形成します。                     |            | ○   | ○   |     |
| 6 中心市街地歩行者空間整備事業<br>(まちなか再生課)    | 中心市街地活性化基本計画に基づく、安全で快適に移動できる歩行者空間の形成を図るため、サンポートと中央商店街の回遊性を高め、中心市街地の更なる活性化を図るとともに、良好な都市景観・住環境の形成、また、避難路確保等の都市防災対策の観点から、市道西の丸兵庫町線の電線の地中化を含む道路改良工事等を行います。           |            | ○   |     |     |

| 施策および事業名<br>(担当課)                  | 概要   | 基本方針に基づく施策 |     |     |     |
|------------------------------------|--|------------|-----|-----|-----|
|                                    |  | (1)        | (2) | (3) | (4) |
| 7 屋上・壁面緑化事業<br>(公園緑地課)             | 都心部の緑化を推進し、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、中心市街地活性化基本計画区域内において、屋上緑化および壁面緑化を行う者に対し、助成を行っています。  |            | ○   |     |     |
| 8 サンポート高松・中央通り等一斉清掃事業<br>(環境保全推進課) | 地域の環境美化の推進とポイ捨て禁止の意識高揚を図るとともに、地域愛護の精神を醸成することによって、美しいまちづくりを目指すため、サンポート高松、中央通りおよび菊池寛通りの一部とその周辺を、所在する企業・事業所および住民がボランティアで清掃活動を実施しています。   |            |     | ○   |     |
| 9 さぬき高松まつり清掃活動事業<br>(観光振興課)        | さぬき高松まつり開催期間(8/12~14)の中央公園お祭り広場内に、「JTの協賛を得て、「ひろえば街が好きになる運動」を実施。一般・学生ボランティア、当日のお客さんに会場内の清掃をしていただいています。<br>また、花火大会の翌日早朝、サンポートおよび周辺地区において、ボランティアを募り、市職員と共に花火観覧会場等の清掃活動を実施しています。 |            |     | ○   |     |
| 10 高松冬のまつり清掃活動事業<br>(観光振興課)        | 高松冬のまつり開催期間中、メイン会場である中央公園内に、「JTの協賛を得て、「ひろえば街が好きになる運動」を実施。一般・学生ボランティア、当日のお客さんに会場内の清掃をしていただいています。  |            |     | ○   |     |
| 11 高松冬のまつりイルミネーション事業<br>(観光振興課)    | 高松冬のまつり開催期間中、メイン会場である中央公園内のイルミネーションについては、電力の省力化が図れ、本体寿命の長いLED電球を光源として用いています。<br>また、同所内のイルミネーションに係る総使用電力のうちの一部にグリーン電力（風力発電による電力）を使用しています。                                     |            |     | ○   |     |
| 12 レンタサイクル事業<br>(都市計画課交通安全対策室)     | 市内7か所のレンタサイクルポートに約1,250台のレンタサイクルを配置し、身近な交通手段の一つとして市民・観光客の利用に供しています。  |            |     | ○   |     |
| 13 駐輪場の整備<br>(都市計画課交通安全対策室)        | 自転車等の駐車需要の著しい地域や駐車需要が著しくなることが予想される地域に、自転車等駐車対策総合計画で定めた駐輪場を計画的に整備しています。また、民間事業者等が実施する整備事業に必要な経費の一部を補助しています。   |            |     | ○   |     |
| 14 放置自転車禁止区域<br>(都市計画課交通安全対策室)     | 放置自転車等の禁止区域を指定し、2時間以上放置している場合は、移送・保管するなど、歩行者の通行の安全確保等に努めています。  |            |     | ○   |     |
| 15 高松城跡等整備計画<br>(公園緑地課・文化財課)       | 史跡高松城跡保存整備基本計画に基づき、保存修理に努めるとともに、滅失した建造物等については、資料調査を行い、復元整備に努めます。<br>また、高松城跡に対する眺望の確保に努めながら景観整備を図ります。   |            |     |     | ○   |

## 2. 秩序の中に潤いと快適さを感じさせるまちをつくる

### (1) 秩序とまとまりのある市街地景観の形成

#### ○緑豊かで潤いある住居系市街地

住居系市街地では、低層住宅地の街並みや中高層建築物が建ち並ぶ街並み、身近な商店と住宅が混在する昔ながらの街並みなど、土地利用の在り方が、都市景観と大きく関連しています。

緑豊かな潤いある市街地環境の形成とともに、それぞれの地域の特性に応じた、快適性を備えた魅力ある景観形成を図ります。

#### ○秩序とまとまりのある工業系市街地

臨海部を中心とした工業系市街地では、工場地内における緑化を推進するとともに、海からの見え方や丘陵地からの眺望されることを意識し、全体としての秩序とまとまりある工業地としての景観形成を図ります。

#### ○落ち着いたある香川インテリジェントパーク周辺

香川インテリジェントパーク周辺では、シンボリックな街路樹と調和した緑豊かなまとまりと潤いある地区として、産業を牽引する研究地にふさわしい、気品と落ち着いたある都市景観の形成を図ります。

### (2) 移動に伴い連続性のある景観の形成

#### ○多くの人々を出迎えるアクセス道路

本市の空の玄関口である高松空港から中心市街地へのアクセス道路である国道193号から国道11号は、メインストリートである中央通りにつながる重要なルートです。

田園居住地から市街地へと変化する特性を踏まえ、中心部へのアクセス道路を印象づける道路と沿道が一体となった緑豊かな道路景観の形成を図ります。

#### ○多様な景観を楽しむJR・ことடன்

市民に身近な公共交通であるJRやことடன்では、市街地や田園居住地の景観を車窓から楽しむことができ、市民に身近なシーケンス景観(移動により変化する景観)となっていることから、鉄道による連続性を生かした景観形成を図ります。



緑豊かな戸建住宅地のまちなみ



臨海工業地の景観



ケヤキ並木が印象的な香川インテリジェントパーク



高松空港から中心部への道路景観



ことடன்沿いの景観

#### ○秩序ある主要幹線道路沿いの景観

交通量の多い主要幹線道路では、沿道における商業施設の立地に伴い、多くの屋外広告物が掲出されるとともに、建物外観自体が屋外広告物化するものも見られることから、市街地や田園居住地では、周囲の景観と調和した景観形成の誘導を図ります。

### (3) 潤いと快適さを感じさせる市街地環境の形成

#### ○緑化による潤いと快適さを感じる市街地環境

建物が集積する市街地において、街路樹や公園等の緑や個々の敷地における植樹、生垣や花壇等の設置による緑は、市街地に潤いを与える重要な景観要素であることから、道路や公園等の公共空間と私有地での緑化など、潤いと快適さを創出する市街地環境の形成を図ります。

#### ○ため池や河川周辺の潤いある水辺空間

香東川などの河川や、市街地内のため池は、都市のオープンスペースとして水と緑の潤いを醸し出す重要な景観要素です。

水辺の持つ固有の景観特性を生かし、河川沿いやため池周辺の市街地では、水辺空間と調和した潤いある景観形成を図るとともに、水辺の環境美化に対する意識啓発に取り組みます。

### (4) 自然と調和する田園居住地景観の形成

#### ○豊かな自然を背景とした田園居住地

農地と集落、新しい住宅地等からなる田園居住地では、建物が集積する市街地とは異なり、背景の山々や里山、広がりのある田園、ため池や河川等の水辺からなる豊かな自然・田園環境が周囲に広がっていることから、これらの自然に調和するよう、潤いと快適さを併せ持ったゆとりある景観形成を図ります。

また、地域特性に調和しない開発をできる限り抑制しつつ、既存集落環境の活力維持を図ることにより、四季折々に変化する彩りある美しい田園居住地景観の継承を図ります。



交通量の多い幹線道路の景観



官民一体となった緑化



ため池周辺の水辺景観



豊かな自然を背景とした田園居住地

## ▼関連する主な事業等

| 施策および事業名<br>(担当課)             | 概要  | 基本方針に基づく施策 |     |     |     |
|-------------------------------|---|------------|-----|-----|-----|
|                               |   | (1)        | (2) | (3) | (4) |
| 1 都市景観条例に基づく規制・誘導<br>(都市計画課)  | 大規模な建築物や工作物・広告物は、周辺の景観形成に大きな影響を与えることから、大規模建築物等の誘導基準(景観ガイドライン)を定めており、その基準に適合するように、事前の届出をしていただき、協議を行っており、より優れた景観的配慮を進めています。   | ○          | ○   | ○   | ○   |
| 2 屋外広告物条例に基づく規制・誘導<br>(都市計画課) | 良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示・設置および、これらの維持を目的に必要な規制の基準を定め規制・誘導を行っています。   | ○          | ○   | ○   | ○   |
| 3 緑のカーテン事業<br>(環境保全推進課)       | 地球温暖化対策の一環として、つる性の植物(朝顔、ニガウリなど)で建物の側面等を覆う「緑のカーテン」作りを推進しています。また、「緑のカーテン・コンテスト」を実施し、優秀な取組については、温暖化防止月間(12月)に開催される「ストップ!地球温暖化展」の中で表彰を行うとともに、ホームページで紹介しています。                                  | ○          |     |     |     |
| 4 花いっぱい推進事業<br>(公園緑地課)        | 潤いと安らぎのある快適な生活環境を創出するため、高松駅前広場を始め、菊池寛通り、レインボー通りなど市内17箇所の花壇において、四季折々の花を植えています。   | ○          |     |     |     |
| 5 生垣設置および環境保全緑化の助成<br>(公園緑地課) | 潤いと安らぎのある快適な環境づくりに寄与するため、民有地の生垣設置および環境保全緑化を行う者に対し、助成を行っています。  | ○          |     |     |     |
| 6 自転車利用環境整備事業<br>(道路課)        | 平成20年11月に、「自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会高松地区委員会」において策定した、「高松市中心部における自転車ネットワーク整備方針」に基づき、国・県・県警等と連携し、自転車道などを整備することにより、自転車を本市の重要な都市交通手段として有効に活用し、歩行者と自転車の安全で快適な空間の確保や、人と環境にやさしい交通まちづくりを目指しています。 |            | ○   |     |     |
| 7 汚水施設整備事業<br>(下水道建設課)        | 公共用水域の水質保全と、人々が健康で快適に暮らせる生活環境を創出するため、汚水施設の計画的な整備を実施しています。   |            |     | ○   |     |
| 8 再生水利用下水道事業<br>(下水道建設課)      | 貴重な水資源の有効活用を図り、水の循環利用を推進するため、再生水利用下水道の整備を実施しています。   |            |     | ○   |     |
| 9 公園の芝生化<br>(公園緑地課・教育部総務課)    | 地域の緑化拠点となる公園について、市民が憩え、楽しめる空間として芝生化を推進しています。<br>芝生の植付けおよび、維持管理について、地域住民や周辺企業等との協働で取り組む体制づくりを目指しています。  |            |     | ○   |     |

| 施策および事業名<br>(担当課)                    | 概要  | 基本方針に基づく施策 |     |     |     |
|--------------------------------------|---|------------|-----|-----|-----|
|                                      |   | (1)        | (2) | (3) | (4) |
| 10 学校施設緑化事業<br>(教育部総務課)              | 子供たちの緑化意識を育み、環境学習の場となる、環境に配慮した学校施設を目指すとともに、次代を担う児童・生徒の運動・体力不足を解消し、たくましく心豊かな子供たちの育成を図るため、校庭の一部を芝生化するなど、学校施設の緑化を進めています。 |            |     | ○   |     |
| 11 学校跡地・跡施設再利用事業<br>(教育部総務課新設統合校整備室) | 新設統合校の整備に伴い閉校した築地小学校の跡地・跡施設について、平成22年度に策定した「学校跡地・跡施設利用実施計画」をもとに、特色ある緑地帯等を整備します。                                       |            |     | ○   |     |
| 12 空地管理調査・指導事業<br>(環境指導課適正処理対策室)     | 空地の管理者等の調査を行い、除草や適正な管理について指導しています。  |            |     |     | ○   |
| 13 野外焼却調査・指導事業<br>(環境指導課適正処理対策室)     | 廃棄物の野外焼却は、法律で禁止されており、例外的に認められている農業等でやむを得ない場合であっても、野外焼却により発生する煙や悪臭が、周辺住民の生活環境に悪影響を与える場合は、野外焼却者に対して調査・指導を行っています。        |            |     |     | ○   |
| 14 農業振興地域整備計画策定事業<br>(農林水産課)         | 農業振興の基盤である農用地の確保・保全に努め、農業振興を図るため、農用地として確保すべき土地の区域設定を行います。   |            |     |     | ○   |
| 15 耕作放棄地再生利用事業<br>(農林水産課)            | 食料自給率の向上を図るために、耕作放棄地を再生利用し、優良農地を確保します。  |            |     |     | ○   |
| 16 農地パトロール<br>(農業委員会事務局)             | 毎年10月を「農地パトロール月間」と定めて、すべての農地を対象とする利用状況調査を実施し、優良農地の確保および有効利用を図り、耕作放棄地など遊休農地の解消に努めるとともに、農地の違反転用や不法投棄などの防止に努めています。       |            |     |     | ○   |

### 3. 人々の営みとともにある讃岐の歴史・文化の息づく景観を育む

#### (1) 固有の歴史・文化を伝える地域資源と景観形成

##### ○屋島などの歴史的な資源や史跡

源平合戦の古戦場として名高い屋島や、古くは文化・宗教の中心地として栄えた讃岐国分寺跡など、市内には多くの歴史的な資源や史跡が分布し、これらの地域資源は固有の歴史・文化を今に伝える重要な要素であることから、資源の適切な保全・活用に努め、周囲と一体となった景観形成を図ります。



屋島への眺め

##### ○門前町として栄えた仏生山地区

高松藩主松平氏の菩提寺である法然寺の門前町として栄えた仏生山地区には、本町通りを中心に江戸から昭和の面影を残す町家が残し、近年、町家の外観を生かした店舗利用など、歴史的な地域資源の活用が進められています。

また、周辺にはため池も多く、前池や平池等の丘陵地固有の景観も見られることから、周囲の自然を生かしながら、門前町としての歴史を背景に町家や寺院等の地域資源を生かした一体的な景観形成を図ります。



仏生山本町通りのまちなみ

#### (2) 生業とともに育まれる文化的景観の継承

##### ○ため池・里山とともに育まれた田園景観

丘陵地の裾野を中心に多く見られるため池は、雨の少ない瀬戸内の気候・風土とともに生きるための先人の知恵と技術により今に継承されている、重要な固有の景観要素です。

田園とため池、里山と集落からなる景観は、営みが今もなお継続されていることを背景に、地域固有の文化的景観として継承を図ります。



里山と田園からなる風景

##### ○石の文化が継承されている庵治石採石地地区

五剣山のふもとの庵治石採石地地区では、庵治石の採掘と石材業の地域として、工場や作業場、店舗等が採掘場と接して集積している固有の生業の景観を見ることができ、歴史的には高松城の石垣に石材が使用されるなど、本市の歴史を支える重要な地域です。

脈々と受け継がれる石工の知恵や優れた技術や技能の評価も高く、世界的な彫刻家イサム・ノグチが往年アトリエを構えるなど、石の文化が継承されている地区であることから、地域固有の文化的景観として、産業の継続による景観の継承を図ります。



石の文化を伝える庵治石採掘地地区

#### (3) 風土と暮らしの知恵を伝える文化的景観の継承

##### ○瀬戸内海と共生する島しょ部

瀬戸内海国立公園に指定されている美しく穏やかな瀬戸内海の中にある島しょ部では、島の暮らしの知恵を今に伝える固有の文化が継承されています。

女木島では、島を形成している玄武岩・花崗岩で築造されたオオテと呼ばれる石垣による固有の集落景観、男木島では、斜面地に石垣の積まれた集落が広がる島固有の景観が見られます。

美しい砂浜と磯と青い海が広がる海岸と、その背後の集落が一体となった景観は、瀬戸内の島での暮らしを素地とした固有の文化的な景観として保全・継承を図ります。



オオテ(石垣)と集落

#### (4) 伝統文化の息づく景観形成

##### ○八十八ヶ所巡礼地のネットワーク

本市には四国霊場八十八箇所の札所として、八栗寺や屋島寺、国分寺など5寺が存在し、多くのお遍路さんが訪れる信仰の地であり、札所を有する寺院とそこへ至る道筋は、四国文化を継承する景観要素と捉えることができます。

これらは、本市のみならず四国全体が共有する貴重な文化と捉え、札所と寺院、その周辺およびそこへ至る道筋を中心に、訪れた人々が伝統文化の息吹を感じることでできる景観形成を図ります。



五剣山を背景とする八栗寺

##### ○人々の営みに寄り添う祭礼

香川町のひょうげ祭りや、庵治町の船祭りなど、市内には、豊作や航行の安全祈願など、人々の営みに寄り添う祭礼が多く継承されています。

これらは、暮らしの中に息づく伝統文化を感じられる景観として継承するとともに、祭礼が行われる神聖な場を中心とした景観の保全・形成を図ります。



集落内を練り歩くひょうげ祭り

## ▼関連する主な事業等

| 施策および事業名<br>(担当課)                          | 概要   | 基本方針に基づく施策 |     |     |     |
|--|--|------------|-----|-----|-----|
|  |  | (1)        | (2) | (3) | (4) |
| 1 都市景観条例に基づく規制・誘導<br>(都市計画課)               | 大規模な建築物や工作物・広告物は、周辺の景観形成に大きな影響を与えることから、大規模建築物等の誘導基準（景観ガイドライン）を定めており、その基準に適合するように、事前の届出をしていただき、協議を行っており、より優れた景観的配慮を進めています。  | ○          |     |     |     |
| 2 屋外広告物条例に基づく規制・誘導<br>(都市計画課)              | 良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示・設置および、これらの維持を目的に必要な規制の基準を定め規制・誘導を行っています。  | ○          |     |     |     |
| 3 文化財保護法に基づく規制・誘導<br>(文化財課)                | 史跡天然記念物に指定されている屋島において、造成、建築、伐採等、現状を変更する際の基準を定め、規制・誘導を行っています。   | ○          |     |     |     |
| 4 屋嶋城（やしまのき）城門遺構整備事業<br>(文化財課)             | 日本書紀に西暦667年に築造されたと記述があり、これまでに発見されている全国20数例の城門遺構の中でも規模や構造面において類例の少ない特長ある遺構として注目度が高い、古代山城「屋嶋城」の城門遺構の保存整備を図るため、城門や石塁石垣の解体復元を実施しています。                                    | ○          |     |     |     |
| 5 “瀬戸の都・高松”石彫トリエンナーレ入賞等作品展示事業<br>(国際文化振興課) | 実行委員会から譲渡された石彫コンクールの入賞作品および招待作家作品の展示および管理を行っています。  |            | ○   |     |     |
| 6 「いざ里山」市民活動支援事業<br>(農林水産課)                | 特色ある里山を保全するとともに、地域住民、ボランティア団体、NPOおよび企業等が行う里山の整備、保全活動を支援しています。  |            | ○   |     |     |
| 7 ため池再編整備基本計画<br>(土地改良課)                   | ため池の多くは、200年から300年前に築造され老朽化が著しく進行し、機能を失ったため池も存在していることから、老朽ため池の統廃合を含めたため池再編整備の方針を定め、県が策定した、老朽ため池整備促進計画（第9次5か年計画）との整合を図り、ため池の整備を実施しています。                               |            | ○   |     |     |
| 8 ため池等景観整備事業<br>(土地改良課)                    | 都市化の進展に伴い自然環境が減少していることから、生態系や自然環境に配慮した市民の憩いの場を創出するため、ため池、出水の景観整備や維持管理について支援しています。<br>また、県の策定した老朽ため池整備促進計画（第9次5か年計画）により、ため池の整備を実施する中、地元の協力を得られたため池において景観整備事業を実施しています。 |            | ○   | ○   |     |
| 9 瀬戸内国際芸術祭アート・リソース活用事業<br>(国際文化振興課)        | 瀬戸内国際芸術祭が長期的な視野に立った、島のにぎわいづくりと地域の活性化につながるよう、芸術祭終了後も同実行委員会と連携して、継続作品の管理および運営等を行っています。   |            |     | ○   |     |
| 10 農地・水・環境保全向上対策事業<br>(土地改良課)              | 農地・水路・農道・ため池などの農業用施設を守るために共同で行う活動を支援します。   |            |     | ○   |     |

| 施策および事業名<br>(担当課)                 | 概要  | 基本方針に基づく施策 |     |     |     |
|-----------------------------------|---|------------|-----|-----|-----|
|                                   |   | (1)        | (2) | (3) | (4) |
| 11 「リフレッシュ瀬戸内」海をきれいにする運動<br>(河港課) | 瀬戸内・海之路ネットワーク推進協議会（瀬戸内沿岸107市町村と11府県の会員）での活動の一環で、「美しい瀬戸内海を守っていく」意識の向上を図るため実施している運動です。本市で、平成5年度から毎年、男木島灯台周辺海浜地帯一帯の清掃を実施しています。 |            |     | ○   |     |
| 12 高松まちかど漫遊帖補助事業<br>(観光振興課)       | 新たな観光と地域の振興を図るため、「高松まちかど漫遊帖」は、自分たちの住み慣れたまち、通いなれた道を、そこに住む地元市民ツアープロデューサーがお接待のころをもつて案内するまち歩き型観光を実施しています。                       |            |     |     | ○   |
| 13 特別史跡讃岐国分寺跡整備事業<br>(文化財課)       | 特別史跡讃岐国分寺跡の指定地においては、土地の公有地化を進めており、公有化の終わった寺域北部一帯を史跡公園として整備し、伽藍配置模型のほか築地塀や僧坊の一部を復元展示するなど公開活用に努めています。                         |            |     |     | ○   |
| 14 文化財学習会事業<br>(文化財課)             | 文化財への愛着を深め涵養心（かんようしん）を育むため、郷土の歴史や民俗に触れる機会を提供しています。<br>事業内容：ふるさと探訪、市民文化財教室・親子文化財教室の開催  |            |     |     | ○   |

## 4. 恵み豊かな海、山、川の自然とともに生きる

### (1) 多種多様な生物との共生を支える自然環境の保全

#### ○多種多様な生物の生息地である山・川の自然環境

讃岐山脈や五色台や屋島等からなる豊かな森林、穏やかな瀬戸内海とそこに流れ込む河川は、多種多様な生物の生息地として貴重な自然環境であり、動物の生きる森、水辺に飛来する鳥がいる景観を通して、これらの自然の豊かさを感じ取ることができます。

こうした豊かな自然環境は人間のためだけにあるのではなく、これら多種多様な生物との共生の場として、貴重な自然環境の保全・復元を図ります。



讃岐山脈の常緑樹林帯

### (2) 流域における山から海までの連続する自然景観の保全・形成

#### ○香東川・春日川等の流域景観

讃岐山脈から田園居住地、市街地を通り、瀬戸内海へと注ぐ香東川をはじめとした河川沿いでは、山から海まで変化する地形の中で連続する自然景観を見ることができます。

海の豊かさは、山の豊かさが河川を通して形成することから、自然景観は山から海まで一体のものとして捉え、河川流域全体として自然景観の保全・形成を図るとともに、都市部と山間部の交流による自然環境の保全に関する取組を進めます。



清流を湛える香東川

### (3) 自然の恵みとともにある海と山の集落環境の保全

#### ○恵み豊かな山間地集落

讃岐山脈の山間では、棚田や茶畑、樹林地と集落からなる山間地特有の集落景観が見られます。

森林の緑に包まれた静かな集落景観の維持には、適切な森林環境の保全が必要であり、農林業施策と連携した集落環境の保全と活力維持による景観形成を図ります。

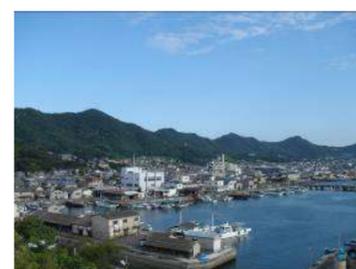


山間に広がる棚田

#### ○海と共生する漁業系集落

庵治港や島しょ部などの漁業系集落では、海と港と集落およびそこで脈々と繰り返される漁業活動とともに形成された生活文化を背景とした固有の集落景観が見られます。

これらは、海の恵みを享受する生業と暮らしが継続することにより見られる景観であり、第一次産業の振興に関する施策と連携した集落環境の保全と活力維持による景観形成を図ります。



庵治の漁港と集落

### (4) 恵み豊かな自然に親しむ場づくり

#### ○レクリエーションの場としての山間部

五色台や屋島などの丘陵地や讃岐山地の山々は、豊かな自然を楽しむことのできる貴重なレクリエーションの場であるとともに、瀬戸内海と多島美の景観や讃岐平野を一望する眺望点として市内外の多くの人に親しまれています。

恵み豊かな自然に親しむ場として整備・保全を図るとともに、利用者に対する美化意識の醸成を図ります。



東部運動公園

#### ○讃岐の奥座敷・塩江温泉郷

名僧行基が発見し、弘法大師により広められたと伝えられる湯治場である塩江温泉郷は、香東川上流のせせらぎと緑豊かな樹林に囲まれた癒しの場として、古くから讃岐の奥座敷と称され、市内外の多くの人々に親しまれています。

温泉と水と緑からなる自然の恵みを享受しつつ、自然と調和した温泉郷にふさわしい落ち着いた景観形成を図ります。



川のせせらぎを感じる塩江温泉郷

#### ▼関連する主な事業等

| 施策および事業名<br>(担当課)                      | 概要   | 基本方針に基づく施策 |     |     |     |
|--|--|------------|-----|-----|-----|
|  |  | (1)        | (2) | (3) | (4) |
| 1 都市景観条例に基づく規制・誘導<br>(都市計画課)           | 大規模な建築物や工作物・広告物は、周辺の景観形成に大きな影響を与えることから、大規模建築物等の誘導基準(景観ガイドライン)を定めており、その基準に適合するように、事前の届け出をしていただき、協議を行っており、より優れた景観的配慮を進めています。 | ○          | ○   | ○   | ○   |
| 2 屋外広告物条例に基づく規制・誘導<br>(都市計画課)          | 良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示・設置および、これらの維持を目的に必要な規制の基準を定め規制・誘導を行っています。                                  | ○          | ○   | ○   | ○   |
| 3 不法投棄空中監視パトロール事業<br>(環境指導課)           | ヘリコプターによる空中からの監視を行うことにより、地上では発見できない山間部等の不法投棄を早期に発見し、投棄者の調査・指導を実施しています。   | ○          |     |     |     |
| 4 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦事業<br>(環境指導課適正処理対策室) | 環境美化と環境意識の向上を図るため、山間部や海岸線などの広範囲にわたる不法投棄が見られる地域において、地域住民と行政が協働して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施しています。                                  | ○          |     |     |     |
| 5 不法投棄防止パトロール事業<br>(環境指導課適正処理対策室)      | 不法投棄防止パトロールを実施し、不法投棄されているごみについて、投棄者の調査・指導を行うとともに、早期の撤去に努めています。   | ○          |     |     |     |
| 6 森林整備計画<br>(農林水産課)                    | 民有林の森林整備費用に対する補助の実施や、植田・塩江地区における分収造林地の計画的整備を行うとともに、守るべき松林において、松くい虫被害松に対する防除を実施しています。                                       | ○          |     |     |     |

| 施策および事業名<br>(担当課)                 | 概要  | 基本方針に基づく施策 |     |     |     |
|-----------------------------------|---|------------|-----|-----|-----|
|                                   |   | (1)        | (2) | (3) | (4) |
| 7 汚水施設整備事業<br>(下水道建設課)            | 公共用水域の水質保全と、人々が健康で快適に暮らせる生活環境を創出するため、汚水施設の計画的な整備を実施しています。   |            | ○   |     |     |
| 8 再生水利用下水道事業<br>(下水道建設課)          | 貴重な水資源の有効活用を図り、水の循環利用を推進するため、再生水利用下水道の整備を実施しています。   |            | ○   |     |     |
| 9 河川・生活排水路整備事業<br>(河港課)           | 河川・水路環境の保全に努めるため、通水不良となっている水路等の整備を行うとともに、地元関係者・団体で行った浚渫土砂等の処理を実施しています。                                      |            | ○   |     |     |
| 10 合併処理浄化槽設置整備事業<br>(下水道管理課)      | 原則として、下水道事業計画区域外において自己の専用住宅に合併処理浄化槽を設置する費用に対し補助を行うほか、単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換について、単独処理浄化槽を撤去する費用に対し補助を実施しています。 |            | ○   | ○   |     |
| 11 中山間地域等直接支払事業<br>(農林水産課)        | 中山間地域において、農業の生産性不利を補正し、耕作放棄地の発生を防止するとともに、共同作業等を推進し、農業振興および農業が持つ多面的機能の確保を図ります。                               |            |     | ○   |     |
| 12 香東川親水ゾーン整備事業<br>(環境総務課環境施設対策室) | 南部クリーンセンター整備に伴う周辺生活環境整備事業として、塩江町安原地区の活性化と自然環境の保全を図るため、香東川周辺を潤いとやすらぎの親水ゾーンとして整備しています。                        |            |     |     | ○   |
| 13 東部運動公園整備事業<br>(公園緑地課)          | 市民が気軽に利用でき、健康増進に資するスポーツ・レクリエーション活動の場を提供するため、多目的広場、トリム広場および野球広場等を備えた運動公園を、県道高松志度線に面した高松町の丘陵地に整備します。          |            |     |     | ○   |

## 5. 多様な主体による総合力で美しいまちをつくる

### (1) 美しいまちづくりへの意識の啓発・醸成

#### ○地域住民による美化活動の啓発

景観とは、自然や歴史を背景に脈々と続く人々の暮らしの表れとして、目にすることができるものであり、その景観を通して自分たちの暮らす地域の環境を見直し、自然や都市・農山漁村において、今、何が起きているのかを自ら考えながら、行動していくことが「美しいまちづくり」の実現に向けて最も重要な取組です。

美しいまちづくりは特別なことをするのではなく、地域の美化活動などもその取組の一つとして、一見小さく感じる活動の積み重ねの必要性について、広く周知・啓発を図ります。



地域住民による美化活動

#### ○美しいまちづくりに関する情報発信

市内の美しいまちづくりに関する情報や、他都市の取組の紹介など、美しいまちづくりに関する情報を積極的に発信するとともに、継続的な意識啓発を呼びかけるなど、市・市民・事業者が美しいまちづくりを進める意識の共有化を進めます。



例) 美しいまちのPR(写真等)

### (2) 美しいまちづくりを担う人材育成

#### ○活動の担い手となる人材育成

美しいまちであると感じられる空間は、その景観を通して人々が共有できるものであり、市・市民・事業者など多様な人々が関わり、その結果として形成されるものです。

美しいまちづくりの実現には、その取組を担う「人」が不可欠であり、主体的に活動する個人や地域、各種団体等の活動の担い手となる人材育成に取り組めます。



例) 景観学習(学校教育との連携)

#### ○行政職員の意識醸成

美しいまちづくりには、市民・事業者のみならず、公共事業を行う行政の関わりは大きく、行政職員の意識と知識の醸成が必要であり、景観研修などを通して職員の育成に取り組み、官民のパートナーシップの仕組みを支える人材の確保に努めます。

(3) 美しいまちづくりを支える仕組みづくり

○官民のパートナーシップを支える仕組みの構築

美しいまちづくりには、その地域の景観を通して地域の魅力や改善点を認識することが必要です。

しかし、そこには、地域の人であるがゆえに、当たり前に見える景観に対して時に鈍感になることも多く、「景観として見る見方」や「魅力や改善点」などを考えていくプロセスにおいて、専門家などの役割が重要になります。

市民が主体となって美しいまちづくりを進めるには、アドバイザーを派遣するなど、その活動を支援する仕組みが必要であり、官民のパートナーシップを支える仕組みの構築を図ります。



例)アドバイザーの派遣

○多様な分野間連携の推進

景観形成においては、土木・建築部門、農林水産部門、環境部門、文化財部門など、行政組織内の複数部門の連携が重要になる場合も多く、行政側における組織横断的な体制や連携して事業を推進する仕組みが求められます。

これらのニーズに即した他分野間における連携が可能となる体制づくりに取り組みます。

▼関連する主な事業等

| 施策および事業名<br>(担当課)                     | 概要   | 基本方針に基づく施策 |     |     |
|---------------------------------------|--|------------|-----|-----|
|                                       |  | (1)        | (2) | (3) |
| 1 ボランティア・市民活動センター事業<br>(地域政策課市民協働推進室) | 市民と行政がともに考え、ともに活動する「協働」の場として、平成13年設置し、美しいまちづくりを含む情報等、市民活動関連情報の収集提供を行っています。   | ○          |     |     |
| 2 高松クリーンデー“たかまつきれいでー”<br>(環境保全推進課)    | 清潔で美しい高松を実現するとともに、環境意識の高揚を図るため、10月の環境美化月間中に清掃活動の重点日として「高松クリーンデー“たかまつきれいでー”」を設定し、広く市民、企業やボランティア、市が協働して、市内全域の美化活動を実施しています。 | ○          |     |     |
| 3 喫煙禁止区域周知啓発巡回事業<br>(環境保全推進課)         | 喫煙禁止区域内において、喫煙禁止区域の周知や喫煙歩行者に対する歩きタバコ禁止の呼びかけを行うとともに、吸い殻・空き缶などポイ捨てゴミの清掃を行っています。<br>また、行事等に併せ広報媒体を活用した周知・啓発に努めています。         | ○          |     |     |
| 4 環境美化啓発事業<br>(環境保全推進課)               | 協賛企業・団体を募って、環境美化啓発物品を作製し、高松まつりや地域のイベントなどで配布し、環境美化啓発を実施しています。   | ○          |     |     |
| 5 犬のフン禁止およびポイ捨て禁止啓発事業<br>(環境保全推進課)    | 希望する市民や自治会に、犬のフン禁止またはポイ捨て禁止啓発用ポスターを無料で配布し、啓発に努めています。   | ○          |     |     |

| 施策および事業名<br>(担当課)                       | 概要  | 基本方針に基づく施策 |     |     |
|---|---|------------|-----|-----|
|   |   | (1)        | (2) | (3) |
| 6 たかまつマイロード事業<br>(道路課)                  | 市道の清掃・緑化活動などを実施するボランティア団体を「たかまつマイロード事業」の団体として認定し、その実施活動を支援することにより、市道の環境美化に努めています。(概ね500m以上、年間4回以上)  | ○          |     |     |
| 7 都市景観賞<br>(都市計画課)                      | 市民の景観に関する意識の高揚を図ることを目的に、優れた都市景観形成に著しく寄与していると認められる建築物等の所有者、設計者または施工者を表彰しています。  | ○          |     |     |
| 8 違反屋外広告物簡易除却活動員制度<br>(都市計画課)           | 市民の参加と協働によって違反広告物のない美しいまちづくりを推進するため、市長の委任を受けた市民が違反広告物の簡易除却等を実施しています。  | ○          |     |     |
| 9 飼い犬の適正飼養講習会の開催および動物愛護教室<br>(保健所生活衛生課) | 犬の適正飼養を普及啓発し、マナー向上を推進することを目的として、犬の飼い主、あるいはこれから犬を飼おうと考えている市民に対して、犬の飼い方について講習会を開くとともに、子どもたちに動物の適正飼養について身につけてもらうため、小学生を対象に、犬ねこや学校飼育動物の飼い方接し方教室を開いています。 |            | ○   |     |
| 10 環境美化推進運動功労者表彰事業<br>(環境保全推進課)         | 1年以上継続して、公共の場所で清掃奉仕や緑化推進など顕著な環境美化活動を実践している個人・団体を表彰しています。  |            | ○   |     |
| 11 南部クリーンセンター環境学習事業<br>(南部クリーンセンター)     | 「見て、聞いて、楽しく体験できる」をテーマに、施設のビデオ紹介や見学、環境問題に関する質疑応答、学習室でのリサイクル体験(紙すき、せっけんづくり等)を通じて、ごみの減量・分別・資源化、地球温暖化対策の促進など、南部クリーンセンターを環境学習の拠点施設として活用しています。            |            | ○   |     |
| 12 西部クリーンセンター環境学習事業<br>(西部クリーンセンター)     | 西部クリーンセンターの施設見学を受け入れ、ごみ処理の仕組みを説明するとともに、施設の紹介ビデオの放映・質疑応答を通して、ごみの減量・分別・資源化・地球温暖化対策を促進しています。   |            | ○   |     |
| 13 公園愛護会<br>(公園緑地課)                     | 自治会、子供会、老人会、その他有志等により結成され、公園の清掃・除草など、市民の手で公園を守っています。  |            | ○   |     |
| 14 環境教育<br>(学校教育課)                      | 「高松市子ども環境学習交流会」を開催し、児童生徒による各学校の環境学習の取り組み発表やリサイクル体験、南部クリーンセンターエコホテルの見学により、環境意識の高揚を図ります。  |            | ○   |     |
| 15 地域まちづくり交付金事業<br>(地域政策課)              | 地域コミュニティ協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、もって住民自治および市民と行政との協働による地域みずからのまちづくりの推進するため、地域コミュニティ協議会に対し、地域の各種事業や団体への補助金を一元化して交付します。                                  |            |     | ○   |

| 施策および事業名<br>(担当課) |                                | 概 要  | 基本方針に基づく施策 |     |     |
|-------------------|--------------------------------|--|------------|-----|-----|
|                   |                                |  | (1)        | (2) | (3) |
| 16                | 地域ゆめづくり提案事業<br>(地域政策課)         | 地域コミュニティ協議会として、地域の課題に対応する契機を作るとともに、取組の過程において、地域コミュニティ協議会のさらなる活性化と基盤の強化に資するため、地域課題の解決もしくは改善につながり、他地域の模範となるような事業に対して補助金を交付します。 |            |     | ○   |
| 17                | 協働企画提案募集事業<br>(地域政策課市民協働推進室)   | 美しいまちづくりを含む、社会的な様々な問題や課題をテーマとした事業計画をNPOから募集し、市民サービスの向上を目指すため、NPOと行政がお互いの自主性を尊重するとともに、相互に理解しながら協働で実施し、課題解決を図ることとしています。        |            |     | ○   |
| 18                | 清掃用具貸出事業<br>(環境保全推進課)          | 事業者や各種団体による公共の場所等の清掃活動に対し、原則1週間以内で、無料で清掃用具の貸出しを実施しています。  |            |     | ○   |
| 19                | 地区一斉清掃支援事業<br>(環境指導課適正処理対策室)   | 清潔で快適な美しいまちづくりを実現するため、地区衛生組合等が行う清掃活動によって収集された清掃ごみの回収を支援しています。  |            |     | ○   |
| 20                | ボランティア清掃支援事業<br>(環境指導課適正処理対策室) | 清潔で快適な美しいまちづくりを実現するため、自治会や企業等が公共の場所をボランティアで清掃活動を行う場合に、ごみ袋の支給や収集された清掃ごみの回収を支援しています。   |            |     | ○   |



## 1 市全域における景観形成

施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項として、景観法や都市計画法等の各種制度を積極的に活用し、良好な景観の形成のための行為に対する制限など、市全域における適切なコントロールを実施することにより、美しいまちづくりを推進します。

### ■景観法に基づく景観計画の策定【重点取組項目】

- ・景観法に基づく景観計画を策定し、地域の個性や特色に配慮した良好な景観形成を進めるため、景観への影響が大きい建築物等について、色彩やデザイン等の誘導基準を検討し、大規模な建築物等については、事前届出制度による強制力のある規制・誘導を行うことを検討します。
- ・景観上、特に重要な建造物、樹木については、景観重要建造物、景観重要樹木の指定方針を定め、整備、保全を図ります。

#### ▼景観法に基づく行為規制と支援の仕組み



#### <取組イメージ>

##### 景観計画に基づく規制・誘導イメージ

（現状）派手な企業カラーの外観を持つ商業施設や周囲と調和しないデザインの建築物等が立地することで、地域の景観を阻害しています。

- 景観計画において、外観のデザイン（形態・意匠・色彩）を地域となじむものへ誘導することが可能となります。
- 景観計画において、建築物の配置やデザインに関する基準を設けたり、空地への塀の設置等を誘導することにより、連続するまちなみの保全・創出を誘導することが可能となります。



派手な企業カラーの外観を持つ商業施設



敷地ごとの建て替えにより喪失していく連続する町並み

### ■都市計画制度との連携【重点取組項目】

- ・都市計画区域において土地利用と連動したまちなみ形成を行うため、建築物の高さをコントロールする景観地区の指定などによる、適切な景観誘導を検討します。
- ・田園居住地（用途白地地域）においてまとまりのある田園景観を実現するため、特定用途制限地域における、高さ制限などの形態規制と連動した景観誘導について検討します。
- ・地区レベルでの良好な住環境の形成のため、地区計画や建築協定等の活用を検討します。

#### <取組イメージ>

##### 都市計画制度等による規制・誘導イメージ

（現状）田園地域では、周囲から突出して目立つ高層マンションが立地したり、田園の中に小規模な住宅開発が点在したりすることで、広がりのある田園景観が変化しています。

- 都市計画法に基づく、高さ制限などの形態規制と連動した景観誘導が可能となります。
- 地区計画や建築協定等、地区の特性に応じたルールづくりにより、良好な住環境の形成が可能となります。



田園地域で周囲から突出して見える高層マンション



田園地域に点在する小規模住宅開発(ミニ開発)

## 2 特定の地区における景観形成

### ■屋外広告物等の規制と誘導【重点取組項目】

・沿道における良好な景観形成を進める上で、屋外広告物の実態調査を行い、屋外広告物条例や景観計画等の活用も含め、屋外広告物の掲出やデザインに関する規制・誘導方策について検討します。

#### <取組イメージ>

#### 屋外広告物に対する規制・誘導イメージ

(現状) 幹線道路沿道に立地する商業施設に付随する屋外広告物は、競い合うように巨大なものや派手なものが乱立しています。

- 屋外広告物条例において、設置位置や規模、数等について制限することが可能となります。
- 景観計画において、建物の外観と一体的なデザインや色彩基準に基づく色の制限が可能となります。



沿道商業施設に付随する派手で巨大な広告物



交差点等に乱立する屋外広告物

(現状) 主要な交差点等に自立形態の屋外広告物が乱立しています。

- 屋外広告物条例により、交差点部への屋外広告物の設置について制限を行うことが可能になります。

### ■先導的な景観形成の推進(景観モデル地区の指定)【重点取組項目】

・重要な景観資源を有している地区や、既に地域をあげて景観に取り組んでいる地区について「景観モデル地区」として指定し、地区独自のルールづくりや良好な景観形成に関わる事業を先導的に進めるなど、個性を生かした地区における景観形成を図ります。

#### ▼景観モデル地区(案)

##### ①サンポート高松周辺地区

サンポート高松周辺地区は、本市を訪れる人がまず初めに目にする四国の陸・海の玄関口であることから、瀬戸内海から見た眺望や高松駅前周辺の建築物や屋外広告物について、高松らしさを感じるよう良好な景観形成を図ります。



屋外広告物が建ち並ぶJR高松駅前



特徴的なスカイラインを形成するサンポート高松

##### ②栗林公園周辺地区

栗林公園周辺地区は、その良好な風致景観や住環境を楽しむため、高層マンション等の新たな開発が起こる可能性が高いことから、公園周辺で新たな建築・開発行為を行う際には、地区固有の景観と調和した形態・意匠等の配慮を求めるなど、公園からの眺めを市民共有の貴重な財産として保全を図ります。



栗林公園内からの眺望



公園内から見えるマンション

##### ③仏生山地区

仏生山地区は、本町通りを中心として町家や商家が残るなど、歴史性と風土性が感じられる特色ある景観を有していることから、地域資源や自然を生かした地区独自の景観形成を図るとともに、公共空間(道路)における電線類の地中化等についても検討します。



門前町として栄えた仏生山地区



法然寺に隣接する仏生山公園

#### ④屋島地区

屋島地区は、屋島寺や源平合戦場跡などの歴史的な資源が残されているとともに、自然公園としての豊かな自然環境を有し、市街地からも緑豊かな景観を望むことができることから、自然と居住環境が調和した景観形成を図るとともに、瀬戸内海や讃岐平野を望むことのできる貴重な眺望の場として整備・活用を図ります。



屋島山頂からの眺望



屋島寺

#### ⑤都市軸（国道11・193号）沿道地区

国道11・193号を始めとする市内の主要幹線道路の沿道では、商業施設等の立地に伴い、大規模かつ派手な屋外広告物が見られ、沿道の景観が猥雑なものとなっていることから、建築物や屋外広告物に関する一定のルールを設定し、秩序と潤いのある沿道景観の形成を図ります。



高松空港から中心部への道路景観



ロードサイドショップが建ち並ぶ国道11号沿いの景観

### ■地区の特性に応じたきめ細やかなルールづくり

- ・地区の景観まちづくりの熟度に応じ、景観地区や地区計画、景観協定など、地域の実情に応じた景観形成に関する制度の活用を見据え、地域の住民や事業者とともに地区の特性に応じたきめ細やかな景観ルールづくりを検討していきます。

## 3 環境美化の推進

地球温暖化対策やヒートアイランド対策など、市民の環境に対する意識が高まっていることから、緑化の推進を図るとともに、道路や河川などの美化・清掃活動など、緑豊かな潤いのある都市環境形成を推進します。

### ■緑化の推進

- ・市街地内における公共施設において、屋上・壁面緑化や校庭の芝生化等を含め、積極的かつ先導的な緑化の推進に努めます。
- ・「緑の基本計画」に基づき、街路樹や花壇の整備等の施設緑化、生態系保全のネットワークの形成、緑地協定の活用、生垣設置などの市民と行政が連携した取組を推進するとともに、屋上・壁面緑化等を含めた緑化の推進に対し、住民・事業者等に支援を行います。

### ■環境美化活動の推進

- ・市内における環境美化活動に関する情報、また環境美化関連の施策や事業に関する情報を収集し、メディア等の多様な手法を用いて積極的な情報発信に取り組みます。



たかまつクリーンデーの活動風景



官民協働による中央公園の緑化

## 4 多様な分野間の連携

景観形成には、都市計画、農林漁業、環境、文化財、教育など多様な分野が関わっていることから、景観施策を総合的に推進するために、多様な分野間や関係機関等との連携を強化するとともに、関連施策や制度を景観形成の観点から積極的に活用します。

### ■農林漁業分野との連携

- ・農地や森林、漁港等、地域の生業と調和した景観形成を推進するため、ほ場整備や農道、林道、水路等に係る施策と連携して、産業振興と連携した景観づくりを進めます。
- ・必要に応じて、景観法に基づく景観農業振興地域整備計画の策定による景観形成を検討します。

### ■文化財分野との連携

- ・歴史的な建造物や史跡などからなる文化財と調和した景観まちづくりの推進にむけ、歴史まちづくり法の活用を図るとともに、生業とともに形成される文化的景観の保全・整備を図ります。
- ・個々の歴史的資源の保全や伝統的な祭りの継承など、文化財行政と連携した地域の文化を継承する取組に努めます。

### ■教育分野との連携

- ・市内の小中学校における総合学習や各科目の授業と連携し、地域の歴史や文化、環境への関心を深め、景観形成についての意識を高めるための学習機会づくりを進めるため、学校教育との連携を図ります。
- ・子どもからお年寄りまで幅広い世代の市民を対象として、景観形成に関する学習機会や景観まちづくりへの参画機会づくりにつながる機会や場づくりを進めます。

## 5 協働・連携を支える仕組みの構築

景観形成には、市民・事業者等と行政がそれぞれの役割と責務に応じて、協働・連携しながら美しいまちの実現に向けて継続的に取り組んでいくことが必要です。

継続的な協働・連携による取組を支える体制と仕組みを構築します。

### ■住民主体の活動支援

- ・多くの住民や事業者が日頃から美しいまちづくりに興味を持ち、積極的に参加できるよう、イベントや講習会、コンテスト等による啓蒙活動を行うとともに、美しいまちづくりに関する継続的な情報発信に取り組みます。
- ・景観に配慮した開発や建築、市民が主体となった景観形成の取組に対して、広く社会貢献とし表彰し、美しいまちづくりに取組む人々の意欲の向上や持続的活動の展開につなげます。
- ・良好な景観形成を目指し、活発な景観まちづくり活動を行う市民および団体等に対して、技術的支援や助成等を行います。

### ■景観アドバイザー制度の構築【重点取組項目】

- ・市民が主体となった美しいまちづくりに関する取組に対し、景観形成やまちづくりに関する専門家による情報提供や地域の実情にあったアドバイスが必要不可欠であることから、技術的な支援ができるよう専門家による景観アドバイザーの登録制度を構築し、必要に応じて派遣できる仕組みの構築を検討します。



景観協議会の様子（例：亀岡市）



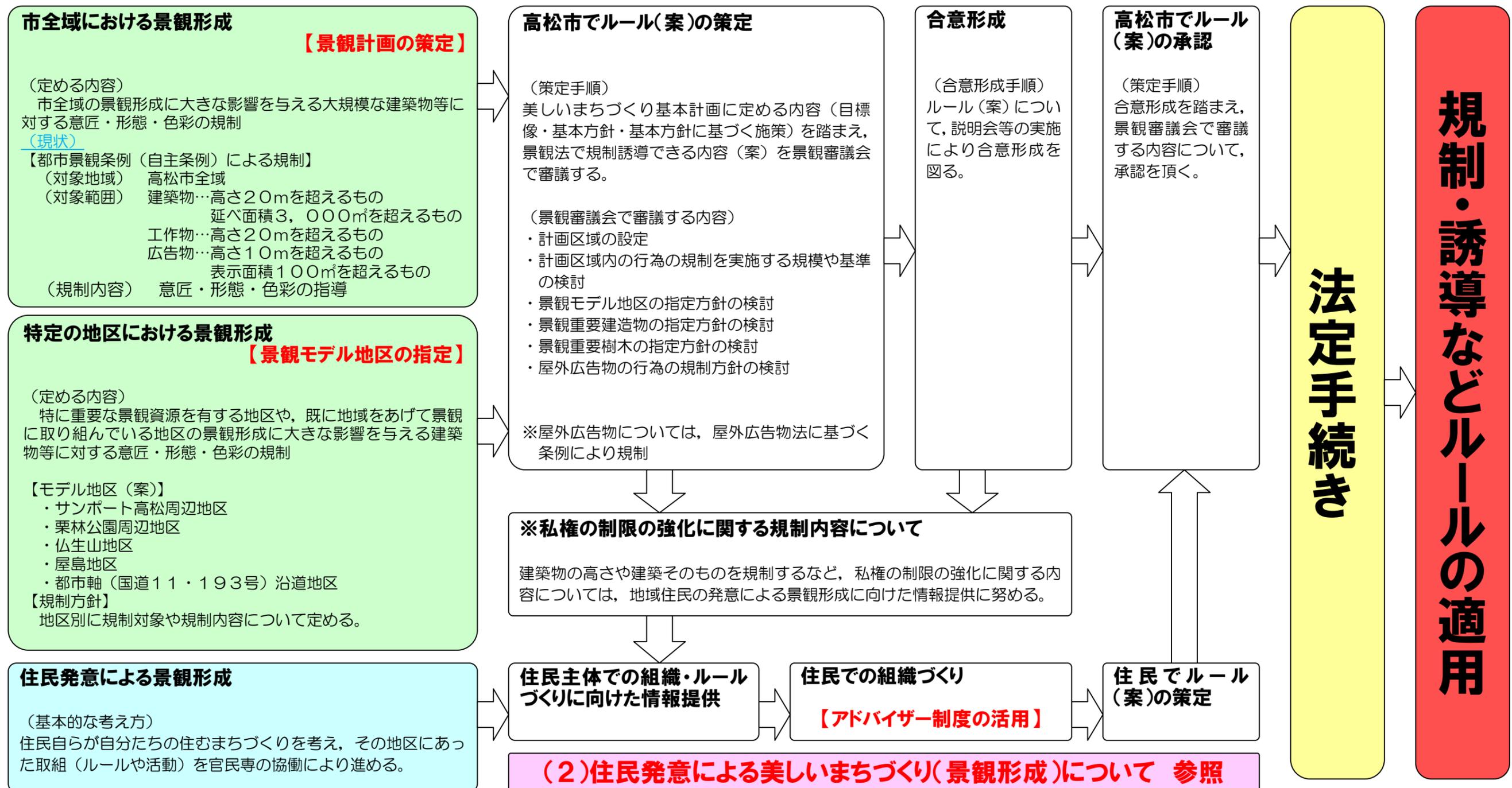
景観ウォッチング（例：京丹波町）

### ■公共事業における景観配慮

- ・高松市全体での共通認識として、市が実施する公共事業については、景観配慮に努めます。
- ・良好な景観形成を進める上で、特に重要な道路、河川、公園などの公共施設については、景観重要公共施設として指定し、関係機関と連携して景観形成を進めます。

(1) 美しいまちづくり（景観形成）の推進について

- ・美しいまちづくりを推進する上で、市全域における適切なコントロールを実施するため、景観法に基づく「景観計画」を策定するとともに、特に重要な景観資源を有する地区や良好な都市景観を誘導する必要がある地区については、先導的に景観形成を図る「景観モデル地区」として指定し、きめ細やかな質の高い美しいまちづくり（景観形成）を進めることとします。
- ・その他の地域については、住民発意による美しいまちづくり（景観形成）を進めるため、活用できる制度や関連事業について、継続的に情報提供を行うとともに、美しいまちづくりアドバイザーを派遣するなど、その地区にあった取組（ルールや活動）を進めることとします。

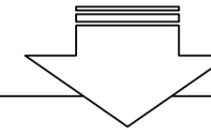


(2) 住民発意による美しいまちづくり（景観形成）について

- ・美しいまちづくりには、その地区で暮らす住民の意識と熱意、それを実行に移す行動力が必要です。
- ・住民自らが自分たちの住むまちづくりを考え、その地区にあった取組（ルールや活動）を進めていくことができるよう、官民専の協働を支える仕組みとして、地区の発意に基づき、美しいまちづくりアドバイザーを派遣するなど、その実現に向けた情報提供やルールづくりの支援を行います。

<住民発意の美しいまちづくりの進め方（イメージ）>

【地区住民】  
 ○地区のまちづくりの問題や課題を解決したいけど・・・。  
 ○もっと魅力あるまちに、できないだろうか・・・？



地区住民による美しいまちづくりの実現へ

【地区住民（組織）】

≪地元住民の意識変化≫

①自分達の住む地区のまちづくりについて、話し合いを行う場づくり。  
 （自治会等の既存のコミュニティ組織を活用するのもよい）。

≪組織づくり≫

③専門家（アドバイザー）とともに、地区の魅力を活かした美しいまちづくりを進めるために必要な取組（ルールや自主的な活動等）について話し合う。

≪ルールづくり≫

④活用できる制度（下記参照）について話し合いながら、地区の実情にあったルールをまとめ、計画（案）を作成する。

≪ルールの適用≫

⑦地区住民の合意により、美しいまちづくりの実現に向けた取組の実施。

【市】

≪情報提供≫

美しいまちづくりに関連する情報を継続的に発信。  
 【提供方法】  
 ・広報たかまつ  
 ・高松市HP等  
 ・シンポジウム  
 【提供内容】  
 ・各種制度の周知  
 ・市民活動の周知等

≪技術的支援≫

②アドバイザーの派遣について高松市に相談。  
 【アドバイザー】 建築士、樹木医等の取組みに関する知識を有する者。  
 【派遣対象】  
 ・美しいまちづくりに関する取組を行う者。  
 ・おおむね10名以上で構成する団体。

≪提案≫

⑤計画（案）を高松市へ提出。（任意のルールについては、提出不要。）

≪法定手続き≫

⑥各種マスタープラン等と照合し、関係課により必要な手続きへ。  
 （合意形成・法手続き等）

■活用できる制度について

| 各制度      | 根拠法令等     | 法的強制力 | 運用主体 | 建築物 |    |      |      | 工作物 | 屋外広告物 | 緑化 | 備考                |
|----------|-----------|-------|------|-----|----|------|------|-----|-------|----|-------------------|
|          |           |       |      | 用途  | 高さ | 壁面位置 | 意匠形態 |     |       |    |                   |
| ①地区計画    | 都市計画法     | 有     | 高松市  | ◎   | ◎  | ◎    | ◎    | ◎   | ◎     | ◎  | 都市計画区域内に限る。       |
| ②景観地区    | 景観法、都市計画法 |       | 高松市  | —   | ◎  | ◎    | ◎    | ◎   | ◎     | ◎  | 都市計画区域外は準景観地区。    |
| ③景観計画    | 景観法       | 有（一部） | 高松市  | —   | ○  | ○    | ◎    | ○   | ○     | ○  | 指導・勧告・変更命令（一部）可能。 |
| ④景観協定    | 景観法       |       | 地元   | ○   | ○  | ○    | ○    | ○   | ○     | ○  | 地元住民で管理運営。有効期間有。  |
| 自主条例（現行） | 都市景観条例    | —     | 高松市  | —   | △  | △    | △    | △   | △     | △  | 指導可能。             |
| まちづくり協定等 | —         | —     | 地元   | △   | △  | △    | △    | △   | △     | △  | 地域管理などソフトなルールも可。  |

◎：法令等の拘束力が有  
 ○：法令等の拘束力が有（一部）  
 △：法令等の拘束力は無  
 （定めた内容に適合しないと建築不可。）  
 （定めた内容に適合しないと勧告措置。）  
 （定めた内容に適合するよう指導措置。）

## (参考)活用できる制度の整理

### ①地区計画

|            |   |
|------------|---|
| 根拠法        | 都市計画法 12 条の 5   |
| 策定・締結主体    | 市町村   |
| 効力の及ぶ範囲    | 地区全体  |
| 有効期間       | なし  |
| 制度の概要      | <ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める比較的小規模の地区レベルにおける都市計画である。</li> <li>地区計画では、地区の目標や将来像を示す地区計画の方針や建築物の建築ルール等を具体的に定める地区整備計画等を定める。</li> <li>用途地域の規制を強化又は緩和することができる。</li> </ul>                                |
| ルールの担保手段   | <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の区画形質の変更、建築物の建築、工作物の建設、用途の変更、形態・色彩・意匠の変更、木竹の伐採（後の3つは地区整備計画に定めた場合に限る）について、<b>届出・勧告</b></li> <li>建築物等に関する制限について、条例化により、<b>建築確認</b>（条例化できる項目は、法令で定められている）</li> <li>建築物等の形態意匠の制限について、条例化により、<b>認定</b></li> </ul> |
| 活用が想定される場面 | <ul style="list-style-type: none"> <li>強制力の強い制度でないルールを担保できそうにない場合</li> <li>市街地の基盤施設の整備・改善をルールで担保したい場合</li> <li>地区住民等の組織等の実態から自主的なルールの運営は難しいと考えられる場合</li> </ul>  |

資料 地区まちづくり普及・推進ガイドブック（国土交通省）

### 事例 1 地区計画を活用してマンション問題に対応 高松市 栗林公園北部地区

- ▼手法 地区計画（H21.6決定）
- ▼用途地域 近隣商業地域（容積率 300% 建ぺい率 80%）
- ▼地区の概要 JR高松駅から南へ約2kmの栗林公園の北側の中心市街地に位置し、また、栗林公園と紫雲山に近接した、住居を中心とした中低層建築物のまち並みで、自然豊かな景観を維持している。一方、当地区内において、特別名勝栗林公園内からの眺望に影響のある高さのマンション建設があった。これを契機として、本地区内の住民により、今後の同公園の眺望景観を守ることを目的する活動が開始された。風致地区や地区計画などの建築物の高さを制限する方策を検討した結果、地区計画により景観誘導に取り組むこととなった。平成19年12月には、高松市都市景観条例に基づき、同地区内の住民活動団体が「栗林公園北部景観協議会」として認定を受け、同協議会の検討を経て、平成20年11月20日には、同協議会から市に対し「栗林公園北部地区地区計画（案）提出及び要望について」が提出された。こののち、同協議会から提出された地区計画案をもとに、地区計画（素案）について、関係権利者の同意状況の確認

V 美しいまちづくりの実現に向けて作業等の結果、地域の合意形成の状況が認められたことから、栗林公園からの眺望景観の保全や地区の良好なまちなみ景観と居住環境の形成と維持向上を図ることなどを目的として、建築物等の用途の制限、建築物等の高さの最高限度ならびに建築物等の形態又は意匠の制限を定める本地区計画の決定を行うに至った。

▼地区計画の目標 本地区は、栗林公園と紫雲山に近接し、住居を中心とした中低層建築物のまち並みで、自然豊かな景観を維持している。現在の住居を中心とした、中低層建築物のまち並みを保全しつつ、近接する栗林公園からの眺望景観の保全を図るとともに、本地区の土地利用も考慮した、まち並み形成を目標とする

▼ルールの内容 **建築物の用途の制限** 次に掲げる建築物は建築してはならない。  
 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項及び第9項に規定する風俗営業、店舗型風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業施設  
 (2) カラオケボックスその他これに類するもの  
 (3) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの  
 (4) 畜舎  
 (5) 自動車教習所  
 (6) 危険性や環境を悪化させるおそれがある工場  
 (7) 自動車修理工場  
 (8) 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の施設

**建築物の高さの最高限度：18m**

※ただし、建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、4mまでは当該建築物の高さに算入しない  
 ※既存不適格建築物の建替えは、既存の高さを超えない範囲で認める。

**建築物の形態・意匠・色彩の制限：**

- (1) 建築物の外壁や屋根の色彩は、周囲の環境に調和するものとする。
- (2) 高架水槽等屋上設置物および工作物は地上や周囲からの景観に配慮したものとする。
- (3) 屋外広告物等は、過大なものや屋上設置と壁面からの突出を避け、また、色彩、形態、意匠が周囲の景観に調和するように配慮されたものとする。なお、ネオン管は使用しないものとする。**垣又は柵の構造の制限：**道路に面する垣又は柵の構造は、生垣又はフェンス等とする。（ただし、ブロック塀で構造上倒壊の恐れがないものについては認める）



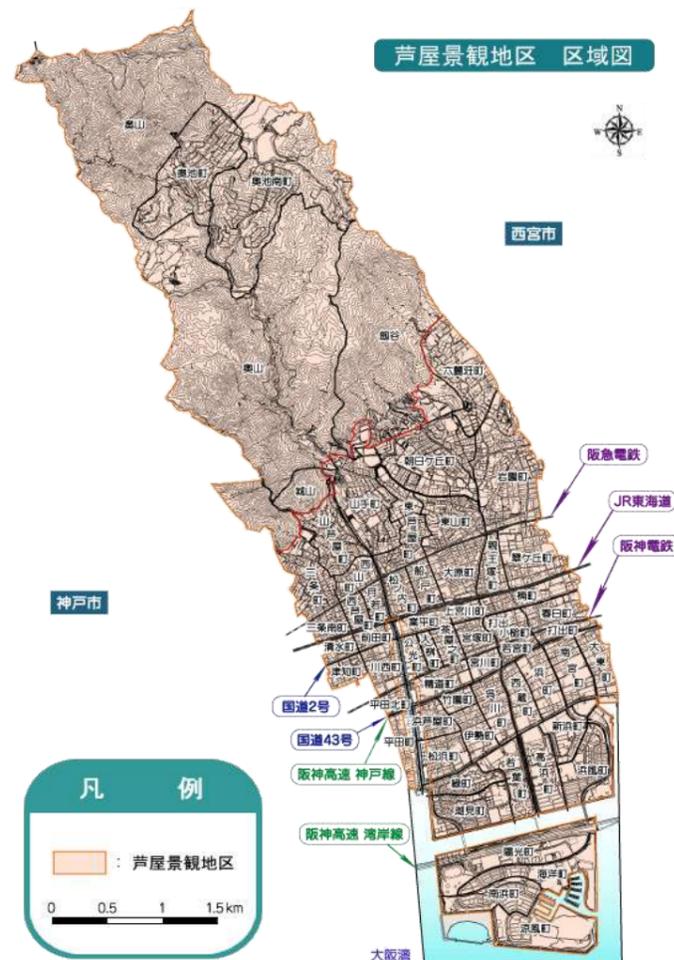
②景観地区

|            |   |
|------------|---|
| 根拠法        | 景観法第 61 条   |
| 策定・締結主体    | 市町村   |
| 効力の及ぶ範囲    | 地区全体  |
| 有効期間       | なし  |
| 制度の概要      | ・都市計画に定める地域地区の一種で、市街地の良好な景観の形成を図るため、形態意匠や高さ等建築物に関する制限を定める地区である。   |
| ルールの担保手段   | ・建築物（条例化で工作物）の形態意匠の制限について、 <b>認定</b><br>・建築物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度について、 <b>建築確認</b>        |
| 活用が想定される場面 | ・良好な景観形成に関する強制力の強いルールを定めたい場合<br>・建築物等のデザインや色彩について、認定を使ったきめ細かな規制・誘導を行いたい場合<br>・景観行政団体がでない場合や景観計画を策定していない場合 |

資料 地区まちづくり普及・推進ガイドブック（国土交通省）

事例 2 景観地区の活用による特徴ある景観の保全・育成  
芦屋市 芦屋景観地区

- ▼手法 景観地区（H20. 12 決定）
- ▼地区の概要 平成8年10月に施行された芦屋市都市景観条例（自主条例）に基づき、大規模建築物等の計画に対し助言・指導を行なうとともに、景観に大きく影響を与える建築物等については景観アドバイザー会議において個別に事業者および設計者と協議を行ない、まちの景観の向上に努めてきた。これまで取り組んできた景観誘導施策の実効性を高めるため、芦屋市全域を景観法で定める「景観地区」へと指定するに至った。
- ▼面積 約1,835ha

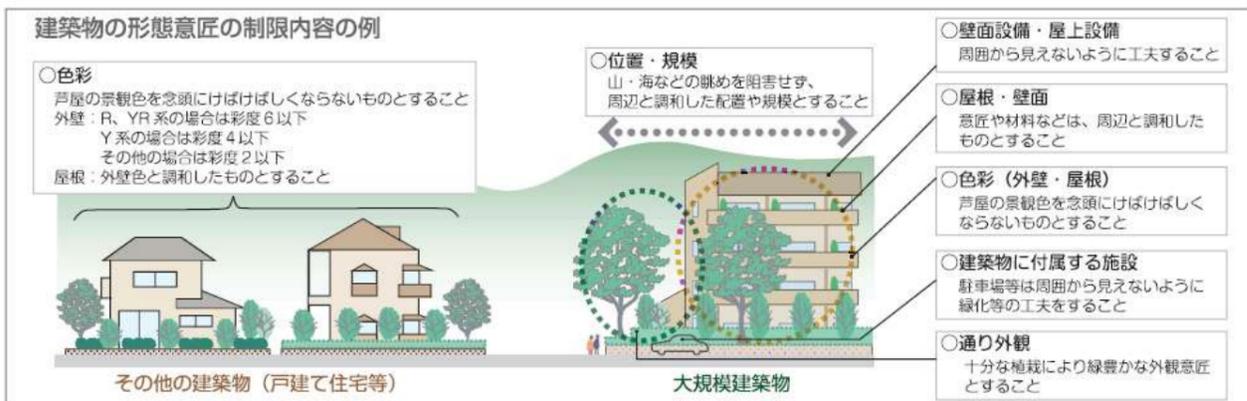


▼ルールの内容

V 美しいまちづくりの実現に向けて

|            |  |   |
|------------|--|---|
| 大規模建築物     | 位置・規模  | 1 芦屋の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置、規模及び形態とすること。<br>2 現存する景観資源を可能な限り活かした配置、規模及び形態とすること。<br>3 周辺の景観と調和した建築スケールとし、通りや周辺との連続性を維持し、形成するような配置、規模及び形態とすること。   |
|            | 屋根・壁面  | 1 主要な材料は、周辺の景観との調和に配慮し、見苦しくならないものを用いること。<br>2 壁面の意匠は、周辺の景観と調和するように、見えがかり上のボリューム感を軽減すること。<br>3 通りや周辺で共通の要素を有しているところでは、連続性が維持される意匠とすること。<br>4 側面や背面の意匠についても、周辺の景観と調和したものとすること。  |
|            | 色彩   | 1 芦屋の景観色を念頭に、高明度及び低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したければいけない配色とすること。特に建物の大部分を占める外壁の基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、明度5以上の明るめの色調とし、かつ、マンセル値で次の数値を満たすこと。<br>(1) R(赤), YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下<br>(2) Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度3以下<br>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下<br>2 上記にかかわらず、アクセントとなるポイントや商業・業務地区の低層部分などでは、色彩の演出に工夫する。また、高層建築の中高層部分は、特に低彩度とすること。 |
|            | 屋根   | 1 基調となる色は、けばけばしくならない配色とすること。<br>2 明度及び彩度については、外壁色と調和したものとすること。  |
| 壁面設備・屋上設備  | 塔屋並びに外壁、屋根及び屋上に設置する設備は、周囲から見えないよう工夫し、露出する場合は、建築物と調和した意匠とすること。  |   |
| 建築物に付属する施設 | 建築物に付属する駐車場、駐輪場、屋外階段、ベランダ、ゴミ置場等は、建築物及び周辺の景観と調和した意匠とすること。特に駐車場は、自動車が周囲から見えないようにし、緑化等の工夫をすること。   |   |
| 通り外観       | 1 前面空地、エントランス周り、駐車場アプローチなどの接道部は、建築物と一体的に配置し、及びしつらるとともに、材料の工夫を行い、落ち着いた外観意匠とすること。<br>2 十分な修景植栽を施すことにより、緑ゆたかな外観意匠とすること。<br>3 建築物に付属する塀、柵等の囲障は、植栽計画と一体となった意匠とすること。<br>4 建築物に付属する擁壁等は、自然素材の仕様や植栽との組み合わせ等周辺の景観と調和した意匠とすること。<br>5 建築物が街角に立つ場合には、街角を意識した意匠とすること。 |   |

|         |    |   |
|---------|----|---|
| その他の建築物 | 色彩 | 芦屋の景観色を念頭に、高明度及び低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したければいけない配色とすること。特に建物の大部分を占める外壁の基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、マンセル値で次の数値を満たすこと。<br>(1) R(赤), YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下<br>(2) Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下<br>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 |
|         | 屋根 | 1 基調となる色は、けばけばしくならない配色に努める。<br>2 明度及び彩度については、外壁色と調和したものとすること。   |



資料 芦屋市ホームページ

③ 景観計画

|            |  |
|------------|--|
| 根拠法        | 景観法第8条   |
| 策定・締結主体    | 景観行政団体   |
| 効力の及ぶ範囲    | 地区全体   |
| 有効期間       | なし   |
| 制度の概要      | ・良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本的な方針や行為の制限等に関する事項を定める計画である。   |
| ルールの担保手段   | ・建築物の建設・色彩変更、工作物の建設・色彩変更、開発行為、その他条例で定める行為（土地の形質の変更、木竹の伐採、廃棄物の堆積等）について、 <b>届出・勧告</b><br>・建築物等の形態意匠の制限について、条例化により、 <b>変更命令</b> |
| 活用が想定される場面 | ・行政主導で比較的早期にルールを定めたい場合<br>・比較的緩やかなルールで景観形成を誘導したい場合   |

資料 地区まちづくり普及・推進ガイドブック（国土交通省）

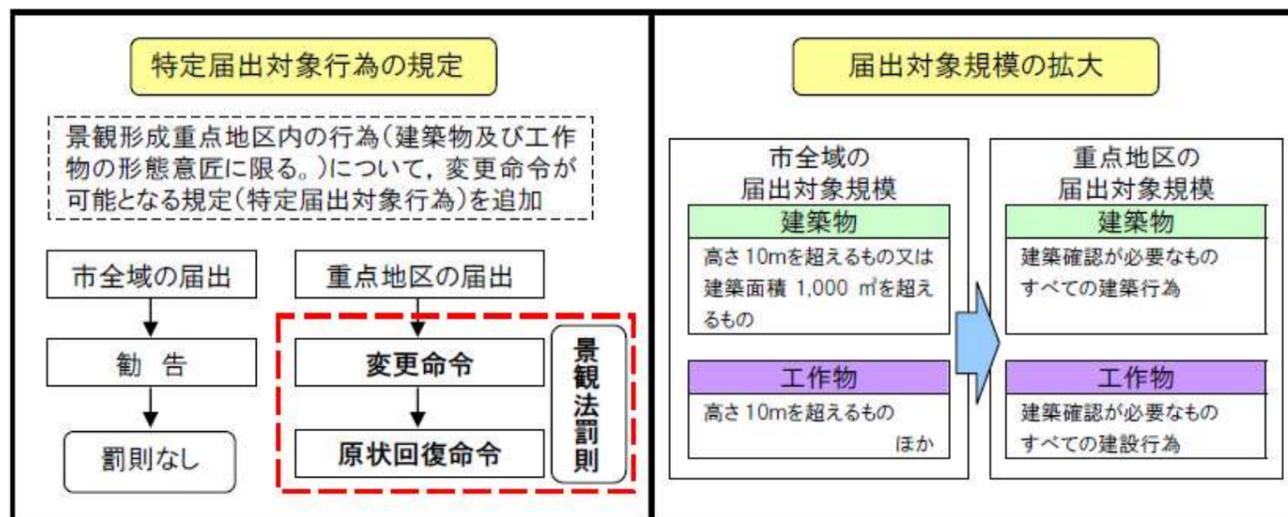
▼ 景観形成重点区域の位置図



事例4 景観計画を活用した風格と賑わいを感じられる都市拠点づくり  
宇都宮市 宇都宮駅東地区 景観形成重点区域

- ▼手法 景観計画（H20.1 施行、H20.10 変更）
- ▼面積 宇都宮市川向町、東宿郷1丁目、東宿郷2丁目、宿郷1丁目及び元今泉1丁目の各一部（約9.0ha）
- ▼地区の概要 宇都宮市では、美しいまちなみ、豊かな自然、歴史・文化的景観をより美しく守り、育て、創るため、平成20年1月に市全域を対象とした宇都宮市景観計画及び宇都宮市景観条例を策定した。  
中でも、宇都宮駅東口地区においては、宇都宮を代表する誇れる景観づくりが必要な区域であることから、景観形成重点地区として指定し、市の玄関口にふさわしい美しく魅力的な都市景観形成を目指している。

▼届出対象行為



▼ ルールの内容

■ 景観形成イメージ



資料 宇都宮市ホームページ

④ 景観協定

|            |  |
|------------|--|
| 根拠法        | 景観法第 81 条  |
| 策定・締結主体    | 土地所有者等   |
| 効力の及ぶ範囲    | 合意した土地所有者等の敷地（締結後に土地所有者になった者にも効力が及ぶ）   |
| 有効期間       | 協定で定める期間   |
| 制度の概要      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者等が良好な景観の形成に関し締結する協定である。</li> <li>・原則として区域内の土地所有者等の全員合意が必要。</li> <li>・景観行政団体の認可が必要であり、協定の認可後は新たな土地所有者等も協定の内容に拘束される。</li> </ul>                             |
| ルールの特長     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定運営委員会等による自主的な審査、規制</li> <li>・協定違反があった場合の措置は協定の定めによる。以下のような措置を定めるものが多い</li> <li>…違反者に対して工事停止や是正措置を請求</li> <li>…履行されない場合は裁判所に出訴</li> </ul>                     |
| 活用が想定される場面 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的狭い地区でもルールが効果を発揮しそうな場合</li> <li>・地区全体での合意形成が難しい場合</li> <li>・比較的早期に対応したい課題がある場合</li> <li>・地元組織等が自主的にルールの運営を行いたい場合</li> <li>・ルールの主な目的が良好な景観の形成である場合</li> </ul> |

資料 地区まちづくり普及・推進ガイドブック（国土交通省）

事例 5 景観計画、景観協定等による温泉観光地の景観まちづくり  
**由布市 湯の坪街道周辺地区**

- ▼手法 景観計画（H20. 10 施行）  
 景観協定（商い協定、看板協定、看板色彩協定）（H20. 10 認可）  
 任意のルール（おもてなし協定）
- ▼面積 約6ha
- ▼地区の概要 湯の坪街道は全国的に有名な温泉観光地である湯布院を代表する目抜き通りであり、土産店が軒を並べ多くの観光客で賑わっている。近年、様々なデザインの店舗が進出して景観の乱れが生じるとともに、観光バスと観光客のマイカーによる交通渋滞が問題となっていた。  
 湯布院では、ゴルフ場建設やリゾート法による乱開発に対抗して、1990年に「潤いのある町づくり条例」を制定する等、古くから景観づくりに取り組んできたが、景観・交通問題を改善するため、2006年12月に地元住民が「湯の坪街道周辺景観づくり検討委員会」を立ち上げ、1年半の検討を経て景観法に基づく景観計画、景観協定（3種類）と任意の紳士協定を策定した。

▼ルールの内容

＜景観計画＞

【行為の制限】

建築物の壁面後退：  
 道路境界から1m以上（専用住宅は除く）

建築物及び工作物の高さ制限：  
 8m以下又は10m以下

建築物及び工作物の形態意匠：  
 勾配屋根を推奨（努力基準）  
 自然素材を使用（努力基準）  
 室外機は目立たないに設置。やむを得ず目立つ場所に設置する場合は自然素材で目隠しする（努力基準）  
 自動販売機を覆う屋根等は周辺の自然景観に調和したデザインとする（努力基準）

建築物の色彩：  
 色相Y、YR、R、GYについては彩度4以下、色相G、BG、B、PB、P、RPについては彩度3以下とする。ただし、自然素材そのものの色の場合はこの限りではない  
 使用する色数は出来る限り少なくする（努力基準）

【届出対象行為】  
 建物の新築、建物の増築・改築・移転・改装（増改築等の面積が10㎡以内で、努力基準以外の基準を満たしているものを除く）、努力基準以外の基準を満たしていない工作物の新築・増築・改築・移転・改装



＜景観協定（通称「商い協定」）＞

商品陳列の制限：  
 道路境界から0.5m以内の商品陳列の禁止  
 特定道路に面する部分での陳列の禁止

緑化の推進：  
 壁面後退空間でのクヌギ等の雑木の植樹  
 住宅の特定道路に面する部分の生け垣化等  
 営業用駐車場の前面道路に面する部分と駐車場の植栽  
 営業用駐車場の舗装は全面アスファルト舗装を極力避け、可能な限り緑地とする

夜間照明の制限：  
 電光掲示板、点滅する照明、けばけばしい色による公告照明の禁止

地域活動への参加：  
 ゴミ拾い、掃除、防犯パトロール等の地区活動や建築物の前に草花を設置する等の美化活動への参加に努める

＜景観協定（通称「看板協定」）＞

屋外広告物の高さの基準：  
 看板の最も高い部分の高さは、5m以下又は3m以下

屋外広告物の枚数の基準：  
 自分の店舗の敷地以外での看板設置は原則禁止。やむを得ない場合は2枚まで、並べて設置することは禁止  
 壁面後退区域での看板設置は5枚まで  
 建物に設置する看板は3枚又は6枚まで  
 道路上から見える位置でののぼりの禁止

屋外広告物の面積の基準：  
 自分の敷地以外と壁面後退区域での看板1枚の面積は、3㎡以下又は0.5㎡以下  
 建物に設置する看板の面積の総和は、面積率10%以下

屋外広告物の形態意匠の基準：  
 周囲の景観に調和しない湯の坪らしくないデザインは避ける  
 自然素材の利用の推奨

資料 由布市ホームページ



## 高松市美しいまちづくり審議会規則

|   |  |
|---|--|
| (趣旨)  |  |
| 第1条 この規則は、高松市美しいまちづくり条例（平成21年高松市条例第61号）第13条第5項の規定に基づき、高松市美しいまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。 |  |
| (委員)  |  |
| 第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。  |  |
| (1) 学識経験者   |  |
| (2) 美しいまちづくりに関する活動を行う団体の代表者   |  |
| (3) 関係行政機関の職員   |  |
| (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者  |  |
| (会長)  |  |
| 第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。  |  |
| 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。  |  |
| 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。  |  |
| (会議)  |  |
| 第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。  |  |
| 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。  |  |
| 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  |  |
| 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。   |  |
| 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。   |  |
| (庶務)  |  |
| 第5条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において行う。   |  |
| (委任)  |  |
| 第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。  |  |
| 附 則   |  |
| この規則は、高松市美しいまちづくり条例附則第1項ただし書に規定する日から施行する。   |  |

## 高松市美しいまちづくり審議会委員

| 委員区分                    | 氏名    | 役職名等                 | 備考 |
|-------------------------|-------|----------------------|----|
| 学識経験者                   | 井上 雅子 | インテリアデザイナー           |    |
|                         | 杉本 三枝 | 社団法人香川県建築士会理事        |    |
|                         | 関 義雄  | 香川大学大学院地域マネジメント研究科長  | 会長 |
|                         | 増田 拓朗 | 香川大学工学部教授            |    |
|                         | 松島 学  | 香川大学工学部教授            |    |
|                         | 渡辺 裕之 | 香川県技術士会会員            |    |
| 美しいまちづくりに関する活動を行う団体の代表者 | 勝浦 敬子 | NPOグリーンコンシューマー高松代表理事 |    |
|                         | 河田 澄  | 高松市コミュニティ協議会連合会会長    |    |
|                         | 橋田 行子 | 高松市消費者団体連絡協議会会長      |    |
|                         | 平池 里恵 | 高松市PTA連絡協議会女性代表委員長   |    |
|                         | 吉岡 和子 | 高松商工会議所女性会会長         |    |
| 関係行政機関の職員               | 近江 典男 | 国土交通省四国地方整備局建政部部長    |    |
|                         | 高口 秀和 | 香川県土木部部長             |    |
| 市長が必要と認める者              | 原内 純治 | 公募委員                 |    |
|                         | 山地 一敏 | 公募委員                 |    |

(50音順、敬称略)

## 2 今後のスケジュールについて

| 事 項           | 平成22年度                |                         | 平成23年度   |                       |                    |                      | 平成24年度～                |
|---------------|-----------------------|-------------------------|--|-----------------------|--------------------|----------------------|------------------------|
|               | 2月                    | 3月                      | 第1四半期<br>(4～6月)                                  | 第2四半期<br>(7～9月)       | 第3四半期<br>(10～12月)  | 第4四半期<br>(1～3月)      |                        |
| 美しいまちづくり条例関係  |                       |                         |  |                       |                    |                      |                        |
| 美しいまちづくり基本計画  |                       |                         |  |                       |                    |                      |                        |
| 美しいまちづくり審議会   | ●<br>第3回審議会<br>(2月2日) | ●<br>パブリック・コメント等の実施     | ●<br>基本計画告示<br>(3月末予定)                           |                       |                    |                      |                        |
| 都市景観条例関係      |                       |                         |  |                       |                    |                      |                        |
| 都市景観条例        |                       |                         |  |                       | 改正手続き              |                      | ●<br>景観条例施行<br>(3月末予定) |
| 景観計画(市全域)     | 景観計画(市全域)検討           |                         | 合意形成   | 法定手続き                 | 周知期間(6ヶ月間)         |                      |                        |
| 景観計画(景観モデル地区) | 景観計画(景観モデル地区)検討       |                         | ●<br>モデル地区ごとに合意形成を図る。<br>(※規制・誘導の内容により合意形成に日数必要) |                       |                    | ●<br>法定手続き<br>(次期末定) |                        |
| 都市景観審議会       |                       | ●<br>第1回審議会<br>(4～5月予定) | ●<br>第2回審議会<br>(6月予定)                            | ●<br>第3回審議会<br>(8月予定) |                    |                      |                        |
| 屋外広告物条例関係     |                       |                         |  |                       |                    |                      |                        |
| 屋外広告物条例       |                       |                         |  |                       | ●<br>条例改正(景観条例改正後) |                      |                        |